

平成15年白老町決算審査特別委員会

平成16年1月28日(水曜日)

開 会 午前 10時00分

閉 会 午後 4時30分

出席委員(8名)

委員長	加藤正恭君	委員	小西秀延君
委員	熊谷雅史君		鈴木宏征君
	土屋かづよ君		吉田正利君
	谷内勉君		
議長	堀部登志雄君		

欠席委員(1名)

副委員長 氏家裕治君

説明のため出席した者の職氏名

代表 監査委員	岡 英 一 君
監 査 委 員	宗 像 脩 君
参 事	内 山 正 光 君
税 務 課 長	前 田 博 之 君
管 理 係 長	森 隆 治 君
住 民 税 係 長	熊 倉 博 幸 君
納 税 係 長	野 本 裕 二 君
資 産 税 係 長	安 達 義 孝 君
総 務 課 長	白 崎 浩 司 君
総 務 係 長	田 中 春 光 君
職 員 係 長	五 十 嵐 省 蔵 君
交通防災統計係長	高 野 末 保 君
主 査	中 島 圭 一 君
生活環境 課長	二 瓶 充 君
参 事	久 慈 幸 男 君
町民生活 係長	大 津 孝 典 君
生活環境 係長	須 田 健 一 君
環境保全 係長	長 沢 敏 博 君
主 査	畑 田 正 明 君

行政改革推進室長	吉 田 稔 君
主 幹	岡 村 幸 男 君
主 査	小 関 雄 司 君
技 師	水 口 光 盛 君
町民 サービス課	長 野 征 幸 君
主 幹	熊 谷 紀 史 君
主 幹	川 口 堅 作 君
戸籍住民 係長	山 崎 秀 幸 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	山 崎 宏 一 君
主 幹	中 村 英 二 君

開会の宣言

委員長（加藤正恭君） ただ今から、決算審査特別委員会を開催いたします。本委員会については傍聴を許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（加藤正恭君） ご異議なしと認めます。よって委員会条例第16条の規定により、委員長において傍聴を許可いたします。

今日は副委員長の氏家さん、体調が悪いということで、欠席させていただきたいという申し入れがありますので、ご理解をいただきたいと思います。

日程でいきますと、すぐ代表監査委員をお招きしてやるわけですが、皆さんからいろいろ資料請求がありました。それらについての説明と、多少担当課の日程が変更するようでございます。ということで、事務局の方からその件について5分から10分位説明をしていただいて、その後に代表監査においていただいて本格的な審査に入りたいと、こういうふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。それでは局長、お願いいたします。

事務局長（山崎宏一君） おはようございます。今日お手元にお配りしておりますけども、日程関係ですね、今、委員長のお話のとおり一部ちょっと変わりましたので、簡単にご説明申し上げたいと思います。当初、2日目の29日。当初、出納室の次に寿幸園ということで予定してございましたが、寿幸園の一般会計の民生費がボリューム的にあまりないものですから、3日目30日の寿幸園午前中ですね、ここが特別会計になっておりますけども、ここへ一括して一般会計の民生費と寿幸園の特別会計を一つにまとめました。そんなことから29日につきましては、当初、健康福祉課、出納室、寿幸園という午前中の日程でございましたが、これを一部そういうことで変更しました。従って、時間的な調整もあったものですから、29日健康福祉課、これは11時までののを11時30分まで。この30分延長いたしました。時間調整でございます。それと出納室、寿幸園が除いて健康福祉課、出納室ということに、一部日程を変更させていただきました。ということで、日程の件についてはご了承いただきたいというふうに思います。それと、もう一点なんですけど、今黒いクリップで皆さんのお手元に今日配布してございますが、これは各委員さんから資料の提出要求があったものでございます。本来事前に配布ということの予定もあったんですけども、内容的にこれから説明いたしますが、手作業で内容を全部調査しなきゃならないということもあったものですから、今日実はお手元に配布した次第でございます。それで先ず、黒いクリップで留めた方の一番上に、これは委員長で各課長に資料の要求をお願いしたものでございます。大きく分けて5件になっておりますが、上の方から補助金団体の収支決算書の提出ということで、自衛隊協力会、観光協会、胆振共同ミール、高齢者事業団という形にさせていただきました。一部これについては全補助団体ということもちょっとお話あったんですけど、この決算書については各補助団体というのは100位実はございまして、そういう中での決算書だとか、また一時的な補助金なんかもございましたので、これについては5つに絞らせていただきまして、今日お手元に配布してございます。2番

目の工事だとか、工事製造の請負い、物件の購入にかかる入札状況と入札率ということで、これは財政課と書いてありますが、1番表に。これはご案内した文章なものですから。財政課というのは、一般会計全部ということでご理解をいただきたいと思います。執行担当課というのは、例えば病院であったり水道課であったりということです。現時点でまだ資料が提出されていないところが病院です。病院の物品関係が結構あるようなものですから、この執行担当課というところなんですけれども、病院が物品関係について未だ提出されていないと。病院については、なるべくは早くというふうに話していますが、日程では1月の30日に病院関係ありますので、出来れば早くというふうに伝えておいてありますけども、30日に間に合うようにというお話をさせていただいております。それと、3番目の報奨費の支出状況でございますけども、これは財政課というのは一般会計全部というふうにご理解をいただきたいと思います。あと、特別会計、企業会計ということになってございまして、これについては先ほど委員長の方には一部出てきてないというお話させていただきましたが、実は私の勘違いでございまして、これについては一般会計、特別、企業会計全部出てきておりますので、申し添えておきたいと思います。それと4番目の工事物品等にかかる消費税の関係なんです。ここでは細かい話なんですけども10万円以上というふうに消してございますけども、実は10万円以上であれば、容易に数字が出るということだったものですから、事前に関係課との協議の中で、そういうことやったんですけども、逆に10万円以上ということに限定しますと、そこから抽出しなきゃならないという作業があったものですから、これは10万以上ということではなくて、あくまでも千円以上であっても、何万円以上であってもということ、全部の消費税について出てきております。ただ、ここで申しおいておかなきゃならないのは、町の方の支出、例えば10万のもの買って、5千円の消費税を払うんですが、支出は10万5,000千円の支出なんです。本体が10万で、消費税が5千円なんですけども、別々じゃなくて、10万5,000千円の支出伝票なものですから、今の会計システムの的に10万5,000千円の支出になってるわけです。そのとおりですね。そこから消費税分を5千円引くということになると、今の14年度当時の会計システムでは分けてないものですから。物品、例えば10万円、消費税5千円とう分け方してないんですよ。伝票の中ではわかるんですよ。機械操作上分けた数字的な計を取ってないものですから、この消費税が何十何円とまで明確には出てきておりません。この作業は数が多いものですから、逆に割り返した5%の数字が出てきてるということなんです。そういうことで財政システム上そこまで本当は機械的にやれば出来るんですが、今のシステムではそういうことになってないものですから、そういう形で5%分が計算上で出てきてるということをご理解いただきたいなというふうに思います。ただ、こういうことで町側もこれを機会に、こういうふうに分かれてる、さっきの2番目の工事の関係もそうなんですけども、まだ整ってない部分もあるんですね。機械化はされてるんですけども、そこまで分類はされてない部分があるものですから、今回これを機にそういうようなこともすぐ出てくるようなシステムに直していきたいと、こんな話もしてますんで。しかし、今回はそういうことで消費税については計算上で出てきてるということをご理解をいただきたいというふうに思います。5番目の教育委員会委員の活動状況ということで。これは主な内容と同様な開催期間ですか、これが出てきております。そんなことで事前にありました要求について、たまたま22日というこ

とで、21日で一応閉めさせていただきましたので、22日で各課に要求をして、全般的に手間がかかった部分があったものですから、当日配布ということになりました。そんなことでご理解をいただきたいというふうに思います。そんなことで一応簡単ですが、ご説明をさせていただきました。それと、前回の委員会の中で特に各担当課で説明を要するものは、説明をお願いしますという話はしてございます。全課じゃありませんけども、特に説明を要する部分があればということによってでございます。これは各担当課の審査の時に心配りしたいと思います。今心配りしてもよろしいんですけども、資料がふくそうしてしまいますので、各担当課長が説明する時に、その資料も合わせて提示したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。なお、委員長の方から先ほど傍聴の関係なんですけども、今日から始まって5日間ということになってございます。それで委員長、形式どおり傍聴を許可するとうことに今やりましたが、これ明日以降、これを割愛させていただいて、当然今日から5日間傍聴を許可するという原則でやっていきたいと思っております。ただ内容的に、これは今まででもございませませんが、秘密会というのがございます。これは関係者だけで、傍聴だとか記者だとか、そういう人方は排除といいますが、秘密会ですから入れないというものもありますけども、今までは決算委員会含めて、そういうことはございませんですけども、もしそういう時はそれで対応することになりますけども、通常今回一連の3日までの傍聴については、原則公開というかたちで、毎日委員長の方から傍聴を許可することという話はされませんので、その辺をお含みいただきたいというふうに思います。委員長、ちょっと口説くなりましたが、そんなことで。

委員長（加藤正恭君） 今、事務局長の方から説明がありましたが、それについて何かご質問、ご質疑があれば受けたいと思っております。ありませんか。ご理解いただいたかと思っております。わかりました。それではそういうことで進めさせていただきたいと思っております。ちょっと休憩をいたします。

休憩 午前 10時12分

再開 午前 10時13分

委員長（加藤正恭君） 休憩を閉じて再開いたします。監査室の皆さん、ありがとうございました、ご出席。10時からのご予定ちょっと遅れましたけれども、その分10分なり15分なり延長してでも進めて行きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。前もって事務局長の方から監査室の方にお話はあったかと思うんですが、例年ですと5分から10分位説明をしていたんですが、それを一応割愛してですね、もし重点的にここだけは説明しておきたいという部分がございましたら、その部分については説明をしていただきたいと思っております。失礼しました。各担当課にはそういうお願ひをしておりますが、監査室の方からは代表監査の方からでもご説明方々よろしくお願ひしたいと思っております。早速、進めていただきたいと思っております。内山参事。

参事（内山正光君） これから説明申し上げますけれども、文書の中で大変恐縮なんですけども、訂正を一つお願ひをしたいと思います。一般会計の、厚い方の51ページ。要するに一番後ろでございませんですけども、51ページ、お開きいただきたいと思っておりますけれども。緑色の線の入った冊子の方です。意見書の中で、一番最後の51ページでございませ。その中で、付表13と12があるん

ですが、そのタイトル出しの中で、付表1から付表12の合計と書いてございます。この所で少し訂正をさせていただきたいんですが、付表1から付表12、次にカッコを加えていただいて、(付表7を除く)の合計という形に、大変申し訳ございませんが訂正をお願いをしたいと思っております。

委員長(加藤正恭君) これだけですか。訂正は、それでは、どうぞよろしくお願いいたします。はい、岡監査委員。

代表監査委員(岡 英一君) 岡でございます。それでは、決算審査意見書について、ご説明申し上げます。最初にお手元でございます資料の中で、平成14年度白老町歳入歳出決算審査意見書の提出についてというのがございますが、この書類に従ってご説明申し上げます。この2ページ、お聞きいただきたいと思っております。第4、審査の結果及び意見という項目がございますが、これに従いましてご説明申し上げます。読み上げるような形になると思いますが、ご了承ください。第4、審査の結果及び意見。平成14年度白老町一般会計及び特別会計歳入歳出決算額は、法定決算資料、関係諸帳簿及び諸書類並びに白老町指定金融機関の預金残高証明書と照合し、相違ないことを確認した。また、予算の執行及び収入・支出、財産の管理、財務に関する事務等は、総体的には、おおむね適正に執行されたものと認めます。しかし、次に掲げる事項については、留意又は改善を要するものと認めるものでございます。1、町税全体の収納率は86.1%で前年度の86.8%に比較すると0.7ポイント下がっております。税目ごとでは、町民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、入湯税こういったものが下がっているわけでございます。当年度は滞納繰越金の内、特に法人の固定資産税にかかる法的整理による不納欠損処分が多かったために、収入未済額は前年度比4,563万9,000円。率にいたしまして13.5%の減少となりましたけども、なお当年度残高は3億1,917万3,000円と多額であるわけでございます。現下の厳しい経済環境の中にありまして、税の徴収に積極的に対応している姿勢と努力は認められますが、町税は町財政の基本的且つ主要な財源でありますので、引き続き納税意識の喚起を図るとともに適切な徴収対策などにより、収納率の向上に努められるよう望むところでございます。2番目といたしまして、社会福祉費負担金は収納率は88.6%で前年度の74.6%に比すると14.0ポイントと急激な上昇となっておりますが、これは平成12年度から導入された介護保険制度により当負担金の関係分野が縮小されたことによる影響が未だ残っているためでありまして、引き続き収納率の上昇に努められたいということでございます。3番目、児童福祉費負担金の保育料は収納率88.2%で前年度と同比率ではありますけども、収入未済額は前年度より57万7,000円増加し、926万3,000円となっております。引き続き収納率の上昇に努めていただきたいということでございます。4、土木使用料の住宅使用料及び貸付金元利収入の中のウタリ住宅新築資金等貸付金元利収入の収納率は住宅使用料の方が72.4%。当前年度より2.6ポイント下がり、またウタリ住宅収入は59.9%と前年度より0.6ポイント上昇しているとは言え、依然として低水準にあります。このため収入未済額は住宅使用料が4,012万7,000円。ウタリ住宅収入が2,765万円と多額になっており、かつ毎年増加傾向にあることから、収納確保の対策を図っていただきたいということでございます。5番目、税及び税外収入にかかる不納欠損額は総額8,419万6,000円で、前年度比6,454万7,000円の著増となっております。増加の主なものは、上

記1、2ですね。記載の固定資産税に係わるもので、止むを得ない事情はありまじょうが、税と負担の公平及び納入意欲減退防止の観点からも、極力、欠損処理前の収納確保に努められるよう望むものでございます。6、国民健康保険税の収納率は60.7%で、前年度の62.6%に比すると、1.9ポイント低下でございます。当年度は1億1,528万円の赤字となっております。また、収入未済額は3億8,859万7,000円の多きに達してございまして、逐年増加の傾向にありますことから、この収納確保には特に強力な対策を図られるよう望むところでございます。7番目、都市計画下水道事業受益者負担金の収納率は81.8%と低いわけでございます。かつ前年度より0.6ポイント下がっておりますので、一層の収納確保に努められたいと思います。また、下水道使用料は97.3%で、前年度96.9%より0.4ポイント上昇してございまして、収納努力が認められるところでございます。しかし、今後も引き続き収納確保に努力していただきたいということでございます。8、給食費の収納率は85.6%で前年度の88.2%より2.6ポイント下がっております。このため収入未済額も1,201万6,000円となっていることから、一層の収納確保に努力してくださいということです。10番目、介護保険料の収納率は96.5%で、前年度の97.7%より1.2ポイント下がっております。このため収納未済額も616万2,000円となっておりますので、一層収納確保に努力してもらいたいということでございます。以上でございますけれども、ただ今ご説明いたしましたように、税及び税外収入について収納率の向上、あるいは収納確保に努められたいと、そういうような表現で収納努力を促しているわけでございます。あえて、このような書き方をいたしました理由でございますが、もうご承知のとおり収納率が低水準にあるというものが多くて、かつ年々それが低下しているという状況に、異常な危機感を持っているということでございまして、そういう意味からあえて強調したわけでございます。必ずしも担当の人達の仕事について非難しているというわけではございません。むしろ、このことによって、強い姿勢で収納業務にあたると、あたらなければならないという場合へのバックアップになるかなと、いうようなこともあるんじゃないかと感じている次第でございます。以上でございます。

委員長（加藤正恭君） ありがとうございます。ただ今、代表監査の方から主に審査の結果及び意見についての説明がございました。各委員さん、これらについてご質問があればお受けしたいと思いますが。内山参事、何か補足するようなことありますか。

参事（内山正光君） いえ、ございません。ただ、今一般会計だけなんですけど、水道会計と病院会計がありますので、一つずつ会計で。

委員長（加藤正恭君） その方がいいでしょう。ということで、一般会計を先にやって、それから企業関係の方に入りたいと思いますが。あとでまた全体的なことを聞いて、ありましたら質問事項で漏れたものがあれば受けたいと思いますが。はい、鈴木委員どうぞ。

委員（鈴木宏征君） 初めての決算委員なものですから、勉強させていただきながら質問させていただきたいんですが。1番の町税全体の収納率なんですけども、カッコの中の収納課税分現年度滞納の中見ますと、今年の方が両方とも収納率上がってるんですが、全体にすると収納率下がってるというのは、こういう方向はあり得ることなんじゃないでしょうか。もう一つ、社会福祉費負担金の中身と言ったらおかしいんですが、どうもそこだけ中身見ても出て来ないんで、この中身をちょっと

教えていただきたい。社会福祉費負担金の中身と、その2点教えていただきたい。

委員長（加藤正恭君） はい、岡監査委員。

代表監査委員（岡 英一君） 最初の収納率の。実は私も不思議なことがあるもんだと思って、徹底的に調べてみたんです。こういうことがあり得るのか。算術的にあるんですね。大きい数字と小さい数字の構成割合が違うと、こういうこともあるんです。私も確認いたしました。

委員長（加藤正恭君） 内山参事。

参事（内山正光君） この内容でございますけれども、これについては健康福祉課の方の関係類でございます、昔はこの介護保険が適用される前ですと、町立の特別養護老人ホームに入られた人だとか、リハビリもそうですし、それから町外の施設もございしますが、そういう所に入られた人の負担金があったわけです。それが今度、移行されてまして介護保険になって、介護保険料でもって賄われるもんですから、個人負担がなくなってきたという移行もございしますし、それから今度、介護保険が充実したことによって、身障の方々だとか、そういう方々の施設利用があるわけでございます。その負担金というふうに課から聞いております。ですからもし、もう少し詳しくという話になれば、これから課の方でその内容をお聞きいただければありがたいと思っております。私の方はそういう課から説明を受けてございますので。

委員長（加藤正恭君） 鈴木委員どうぞ。

委員（鈴木宏征君） 大体わかりました。1番については不思議なんです、そういうことでもあるということで理解いたしました。2番については、これから各課でありますので聞いてみたいんですが、今の説明ですと、制度が変わったことによって、個人のこれ見ますと、制度が変わる前は特別養護老人ホームに入ってたような人が、個人の負担というのがかなりあったんですが、介護保険制度になって1割負担になりましたよね。それで個人の負担が少なくなったことによって圧縮されたという、この意味がようやく何か、今の説明でわかったような気が。当負担金の関係分野が縮小されたことという、この文書が何となくわかったような気がしますので、また担当課になりましたら詳しく聞いてみたいと思います。終わります。

委員長（加藤正恭君） よろしいですか。次、どなたか。議長、どうぞ。

議長（堀部登志雄君） 今、鈴木委員から話ありました1番目の方なんです、これは非常にカッコの中の数字を見ますと、年々課税分というのはかなり高い率で収納されてるというにも関わらず、カッコの前の数字がたっと下がるわけですよ。全てこれが一般的に収納率として一般に好評されると思うんですが、これは例えば、現年課税分が100%入っても、もし滞納繰越分が1,000万入らなければ、80とか70という数字になると思うんですよ。滞納繰越分が多くなっていくというと、どこまでいっても収納率だけは表に出るのは税金納めてない町みたいに受けるんですけども、これはどうしてもこういうような表示をしなければならぬのか、何となく特に国保税の場合ですと、今度国からのペナルティーが数字によってはあるという中では、現年課税分がある程度取れても、滞納繰越分が残っていけばいくほど、今度最後になったら40とか50とかって数字になっていくのではないかと思うんですが。その辺のことというのは、監査の方に聞いても。これはどういうふうに解釈したらいいのか、その辺を勉強のために教えていただきたいんです。

が。

委員長（加藤正恭君） はい、岡監査委員、どうぞ。

代表監査委員（岡 英一君） 現年度課税分、これがもし100%収納できましたら、5年経ったら滞納繰越分は0になるんですね。というのは、滞納繰越分は5年で時効で消えていきますから。あったとしても消えますね、原則的には。そうでないのもあります。例外的に法的措置を講じてのこともあります。普通は無くなるんです。ですから、現年度分はどんどんどんどん100%近いのもって取ってもらいますと、滞納繰越分はどんどん減っていきます。それから、滞納繰越分というのは額にしては割合少ないんですね。現年度の分母と滞納繰越分の分母とでは全然現年度の分が圧倒的に多いわけでございます。それが滞納繰越分でもって薄められていくわけですけども、やっぱり現年度分が勝負といった言い方がおかしいかもしれませんが、現年度でとにかく高く持っていくというのが、一番の解決法と言ったらおかしいんですけど、だと思います。ですから、ただ今のようなお話で補助金の関係でテクニック上どうかということになると、私共はその辺ちょっとよくわかりません。

委員長（加藤正恭君） はいどうぞ。

議長（堀部登志雄君） 6ページの一般会計の歳入歳出決算の状況は次のとおりであるという中で、この寄付金と16款にあるんですが、この表の例えば後ろから2番目の調定額に対する収入済額の比率ということで、これが92.7%という形になってるんですけど、表をずっと見たら調定額も収入済額も同じなのに、92.7。

委員長（加藤正恭君） 内山参事。

参事（内山正光君） 申し訳ありません、これ100ですね。

委員長（加藤正恭君） 92.7を100にするの。そうすると、トータルで95.5というのはいいの。吉田委員、どうぞ。

委員（吉田正利君） 調定額と収入済額の対比でこれパーセンテージ出してますね。その意味では違うんじゃないでしょうか。100じゃないんでしょうか。98.5 ÷ 106.3で92.66となるのに92.7ですね。それは違うんじゃないでしょうか、今のご回答は。

対比の対比ですから。計数対比で捉えてるんです。98.5 ÷ 106.3が92.66になるんですよ。だから、数字としては計数上は正しいんです。

委員長（加藤正恭君） 98.5分の106.3ということですね。

委員（吉田正利君） 98.5 ÷ 106.3です。計数対比で捉えてるから正しい数字だと思います。金額対比じゃなくてですね。

委員長（加藤正恭君） 92.66。四捨五入して92.7。これは正しいということ。

委員（吉田正利君） 例えば17の繰入金は99.6で対ですね。だから100なんですね。次は100対100だから100なんですね。そういうような意味ですから、金額に対する対比と間違えてると。

委員長（加藤正恭君） 前の項目の予算現額に対する比率で計算したのが、92.7とこういうことですね。内山参事。

参事（内山正光君） すみません。説明不足で申し訳ございません。92.7で。

委員長（加藤正恭君） 岡監査、どうぞ。

代表監査委員（岡 英一君） 今ので比率は正しいんですが、この上の調定額に対する収入済額の比率というこの表現が紛らわしいと思います。これ次回から直して。

委員長（加藤正恭君） これはちょっと誤解受けるね。

代表監査委員（岡 英一君） この左の予算現額に対する比率。この大きな項目の中の下に3つ入るべきなんですね。すみませんでした。以後、注意します。

委員長（加藤正恭君） 来年度からは、表示を気を付けてもらえれば。他にありますか。吉田委員、どうぞ。

委員（吉田正利君） 初めての参加でちょっとまとまりないかもしれませんが。例えば、この収納率の関係で各項目出されておりますが、審査経過の中ではこの未収に対する原因、要因に対しての捉え方についてはいかがされてるのでしょうか。

委員長（加藤正恭君） はい、岡監査委員。

代表監査委員（岡 英一君） 担当課はたくさんございますが、それぞれの方法によって収納にあたっております。どこも皆一緒懸命やっているんですけども、やっぱり自ずから我々見てみますと、そこに多少の差はございます。それが如実に反映しておりますのは、記録簿いろんなどカード形式でやってるとこ多いんですが、そういったものを記録されておまして、それを見てみますと、ここまでやっていても取れないんであればしょうがないのかなと思うようなものもありますし、それから、あまり記録にないものもございまして、記録にないからといって、やってないというわけではございませんけれども、いろいろございます。そして、今ご質問の要因というのはどういうあれかわかりませんが、本当に無くて払えない人。あるいは何と申しますか、あと回しにして払えなくなってる人。それから、やっぱり中には不心得な人もおまして、逃げてるというか、ずるくて払わないという方もいるんじゃないかと思うようなものもございます。債務滞納記録簿を見てみますと、なかなか本人に会えないというか、中には人が居るみたいだけど応答が無いとか、近所の人に聞いてみますと、居るんですけどかなんとかということも、いろいろございます。ただ、それをきちっと要因別に分けてるといようなものは、未だ聞いておりません。そこまではいっていないようです。

委員長（加藤正恭君） よろしいですか。他に。鈴木委員、どうぞ。

委員（鈴木宏征君） 今、ちょっと関連するんですが、これ見ますと繰越が年々増えているという監査委員さんのご指摘もありますように、どの項目見ましても繰越金が増えていっておりますが、各課との監査をやったときに、今後の滞納繰越金の収納方法というんですか、について、前は法律的に裁判にかけるとか、いろんなこともやりながら、やっぱり先ほど監査委員さんの一番最初に公平性というんですが、払ってる方と払ってない方の公平性みたいなことも。やっぱり払っていただいている方に対する姿勢というのを見せるためにも、やはり払っていただいてない方に対する強い収納意欲を喚起するためにも、最終的には裁判とか、そういう強行的なと言うんではおかしいですが、町で出来ない分としてあきらめて、これではもっと上ので何とかしてもらおうという、何かそうい

う考え方を持ってる課としてある所があったら、ちょっとお話していただきたいと思うんですが。

委員長（加藤正恭君） 岡監査委員。

代表監査委員（岡 英一君） ただ今の話ですけど、私共も5年経ったところで時効ですと、いつも当然のようにこの決断をするということについては、非常にそういうことではいけないという認識を持っておりまして、基本的には本当に払えるのに払わない人については、とことん追求すべきではないかと、あらゆる法的処置を講じてでも、5年時効中断の措置を講じて追求すべきではないかという基本的な考えは持っております。それはそのようにお話しておりまして。差し押さえ等、過去にもございますし、今後もやるというような意向を証明している所もございます。ですから、必要に応じてやってくれるというふうに期待しております。

委員長（加藤正恭君） 谷内委員、どうぞ。

委員（谷内 勉君） 個々のことについて聞いてもよろしいのでしょうか。具体的に聞いてみますけれども、よろしいですね。個々というのは、各課で当然こういうことありますよね。ですからここで聞くべき課題かどうかということ。この項目についてちょっと確認だけしたいんですが。4番目なんですが、ウタリ住宅の使用料。収納率は72.4%とあります。その今言った収入についても、59.9と、他のあれから見たら極端に低いんですけども、この辺について何かわかりましたら教えてください。

委員長（加藤正恭君） 岡監査委員。

代表監査委員（岡 英一君） 今の件についてですね。資料の付表の46ページですね、具体的に数字が載っておりますんですが、過去の5年間の推移ですね。これ46ページの下の方にウタリ住宅がございます。この右端の収納率の欄をご覧いただければわかりますように、69.1から59.9まで下がっているわけがございます。非常にご質問のとおり、収納率が悪いんですが、これにつきましては生活困窮している人が多いというようなこと以外に、具体的にはわかりません。

委員長（加藤正恭君） その程度のくらいなもんだろう。あと、課の方でどうですか。各課またありますから。他になければ一応この認定1号については。あとで聞き漏らしの点があったらあれですけど。認定2号の方に進みます。時間の関係上。お願いします。

代表監査委員（岡 英一君） それでは次にまいります。別の資料でですね、平成14年度白老町水道事業会計決算審査意見書の提出についてという資料がございますが、これをご覧いただきたいと思います。これの6ページをお開きいただきたいと思います。ここに第4、審査の結果と表示がございます。これに従いましてご説明いたします。この決算の計数は正確であり、財務事務及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されたものと認めます。すなわち、給水世帯は漸増しており、当年度の普及率は前年度比1.1ポイント増の98.7%に達しております。また、給水量の減少によって収益は減少しているのにも係わらず、経常収支では黒字を維持しており経営状況について、特に指摘するところはありません。しかし、近、年給水人口の減少傾向や大口需要者における水道水から地下水への使用を切り替え、及び節水などにより給水量が減少の傾向にあることに加えて、施設の老朽化や水質基準のアップ等への対応などもあって、収支・損益構造の厳格化及び設備投資支出の増加が見込まれております。それゆえ、今後とも一層経営の合理化

に努めるとともに施設の更新・改良・新設等に遅れが生じないように、留意して事業経営に努め、良質。安全かつ安定した水道水の供給が続けられるよう努力することが望まれるところでございます。以上でございます。

委員長(加藤正恭君) 黒字を計上しているということで、こういう監査のご意見がありますが、これについて何かお聞きしたいことがあればどうぞ。ありませんか。吉田委員、どうぞ。

委員(吉田正利君) この収益決算は全町一括したと思うんですが、例えば給水の水源設備、給水設備は何ヶ所かに分散したはずでございますが、例えばその施設別の収益なんかは数字で確認できるのでしょうか。

委員長(加藤正恭君) 内山参事。

参事(内山正光君) 私共の方では会計一本になっておりますので、私共の方ではまたそういうものを求めた記憶もございませんし、確認はしてございません。ですから、申し訳ございませんが、このあとでちょっとそこら辺をあれしていただければと思います。それもそろそろ必要な次期が来るかとは思っておりますけれども、あとは原課の考え方ではないかと、方針だろうと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長(加藤正恭君) 水道会計の時でもまた、どうぞ。他にありますか。なければ次、認定第3号。町立病院の方に入ります。岡監査、どうぞ。

代表監査委員(岡 英一君) 別の資料で平成14年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算審査意見書の提出について、これについてご説明申し上げます。8ページをお開きいただきたいと思えます。8ページの下の方でございますが、第4審査の結果。この決算の計数は正確であり、財務事務及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されたものと認めます。ただし、以下の点について留意が望まれます。(1)常勤の医師不足を補うため、出張医を受け入れているが、そのことが入院患者の少ない原因となっており、また、出張医は常時顔ぶれも変わることもあって、常勤の医師に比べ患者からの信頼という面で劣るところがあるのは否めません。このため患者が少ない、そうすると収入が少ない。そのために損益が悪い。そして欠損金が増大。これが町財政を圧迫という、そういう結果を招来しております。そして今後も当病院が希望どおりの常勤医師を確保することは極めて困難な状況でございます。町立病院の設置条例によりますと、その設置目的は町民の健康保持に必要な医療を提供することであり、また、その経営に当たっては、企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないとされております。しかし、当病院の現状はこれら条例の目的等に合致しているとは言いがたいといふような感じを持っております。それから、(2)でございますが、過年度の収益に係る誤調定分を、過年度損益修正損として当期決算に際して修正することは是認されるところでございますが、今後同様の誤りが生じないように、事務処理及び管理の強化・徹底が望まれます。また、誤りを発見した場合は、可及的速やかに修正手続きを行うべきであるということでございまして。このことにつきまして、5ページをお開きいただきまして、具体的にご説明いたします。5ページの下から3分の1位のところですね。(3)特別損益についてという項目がございます。ここで特別損失に計上されている過年度損益修正損78万4,376円の内訳は次のとおりでございます。 、 とございまして、問

題は の方でございますが、誤調定による計上分の修正のための不納欠損処理額 6 4 万 2 , 3 1 0 円。1 3 人、1 6 件分でございます。これがありますが、これにつきまして、そのページの一番下の行から説明を書いておりますが。上記のうち、 の誤調定に基づくものは、平成 1 0 から 1 2 年度における事務的なミスによる誤調定、未収金への誤計上。未収金に計上する必要のないものを計上してあったということでございます。が、原因でミス発見を是正策がとられないで、今回 1 4 年度決算において是正されたということでございます。以上でございます。

委員長（加藤正恭君） 監査委員から今、病院会計についての説明がありましたが、これについて各委員さんからご質問ありましたら、どうぞ。私からここの特別損益の 7 8 万 4 , 0 0 0 円。これはもう少し具体的に説明していただきたいと思うんだけど、どうでしょう。岡監査、どうぞ。

代表監査委員（岡 英一君） ちょっと具体的にご説明いたします。これは、こういうことのようにです。病院の診療に来られた方が、帰りに都合で金の持ち合わせがなかったようなことございますかと思いますが、その日は診療費を支払わないで帰られたと。そうすると、一応未収金になるわけでございます。後日支払いに来ましたんですが、その時にその前の日の分の診療費というふうに認識しないで、新たな診療費だとして受け入れたわけです。当日分の診療費というふうにして受け入れてですね、前日の過去の分の未収金はそのまま残っちゃったということなんですね。ですから、架空の未収金ということございましょうか。現実にそうなっちゃったんですね。

委員長（加藤正恭君） ということは、請求しなかったということになるんですか。

代表監査委員（岡 英一君） 結局そういうことにつながるんですけども、すぐに請求されれば、請求された方はいやいやそんなものはありませんよと、自分は払ったってわかるわけですけども、どういうわけが翌年度に残って。そういう種類のものは今まででもきっと習慣だと思うんですが、そのまま置いといて、5 年経って時効で落としていくと。だったんじゃないかと思います。

委員長（加藤正恭君） それはまた、病院会計のところで質問しようと思います。他にどなたかありませんか。病院会計についてなければ、全体で認定 1、2、3。何か聞き漏らしたことがあれば。私から監査委員にちょっと 1、2 点お聞きしたいんですが。監査委員さんは、金融機関に就職され、それから民間の企業に就職されて、現在自治体の監査をしておられるわけですけども。いろんな面での立場から経験が豊富であるということで、我々は常日頃尊敬してるんですけども、現在の自治体のこういう監査というか、経理上の処置についてはどのような感想を伺いますか、ものをお持ちですか。非常に内容的に、最近ご存知のように 1 3 年、1 4 年未だ未完成ではありますが、バランスシートを導入するようになりまして、非常に財務的にも岡監査ならバランスシート見ればわかるような立場の方がこういう単式簿記ですね、現在の自治体の簿記は。そうすると全体がわからないで、今までは自治法に基づいてやってることだから、違法じゃないにしても、こういう切迫した財政の中では、やはり自治体の財務内容を十分に承知したいということになっての、バランスシートの導入ということがされてるんですけども。将来的な問題も含めて、そのあたりどのように考えて。感想だけで結構です。違和感を感じなかったか、感じられたかですね、そのあたりについて、どのようにお考えになっているか伺いたい。それからもう一つ、自治体の会計は何かの時に私申し上げたんですが、4 月 1 日から 3 月 3 1 日である。これは企業会計みんなそうなんです

が。ところが自治体の場合は残務整理期間といって、4月、5月まで実際伸びてるんですよ。閉めるのは。それに対して普通の企業会計でしたら3月だから売上を増やすだとか、いろんなことをやりますが。ところが自治体の場合は、やあ4月、5月まででいいんだというような、安易なという、適当な表現はないんだけど、安易な考え方で、まあ3月でなくてもいいや、4月でもいいや、5月はそりゃあ頑張らなきゃだめだろうけどもというような、作為的という言葉はおかしいけれども、惰性的なものもあるんじゃないのかなというような気がするんですけども、他のところから来られて監査委員はどのようにお感じになっておられるか、そのあたり伺いたいと思うんですが。2点について。

代表監査委員（岡 英一君） お答えになるかどうか、わかりませんが、第1点については、官庁会計ですね、これはやっぱりそれなりの理由があって今存在してるわけですね。古くは明治時代からの伝統と申しますか、練りに練って今の形になってるわけですから、これはなかなかうかつに批判など出来るものではないなと思っております。私自身もまだまだわからないところがございませぬ。非常に複雑です。しかしそれは、元々複雑な事柄を整理するために複雑な組織が出来てるんでしょうから、これはこれで存在価値があるものなんだろうなというふうに理解しております。ただ今、先ほどおっしゃいましたバランスシート等ですね、ああいう手法で民間的な側面を取り入れようとしていることについては、非常に良いことだと思っております。これがもっともっと普及していけばいいなと思っております。ただ、やっぱり基本的に収支会計ですね、収支簿記、これが基本にあるものを、いわゆる複式簿記会計ですね、そういうものにするということには、やっぱりどうしても無理があるんです。私はだからバランスシート見ましたけれども、なかなか充分理解出来ないところもございました。何故こういうふうになっているのか。例えば、減価償却なんていうことは、普通取り入れてないわけですね。減価償却の本来の目的は何かと申しますと、費用の期間的配分と再取得資金の内部留保、この2つなんですね。ところが再取得資金の内部留保という点について言いますと、減価償却しなければ、何故留保されないかと言えば、減価償却しないがために利益が多く出ますと。そうすると税金で半分出ていきます。それから、株式配当出ていきます。役員賞与出ていきます。減価償却すれば内部へ出て行かないから内部に留保されてるわけですね。ところが自治体では税金はないわけですから。それから株式配当もありません。役員賞与もないですから。そういう意味はないんですね。それから、企業の期間的配分という点につきましても、今期の方に費用が行ったから、来期に行ったから利益が上がって、あるいは期間利益がそれによって左右されるということもないですから。すると、減価償却というものを官庁会計に導入することを、一部分でも導入するということにどういう意味があるかと申しますと、それは多分財産価値として、今庁舎が簿価ですと計上されてるわけですけども、しかし減価償却をしたとすれば、いくらかという現在価値の一つの尺度になるかということをごさいます。ところが、そうではないんですね。減価償却というのは、さっき申しました、例えば税金といくら取るかと、取らんがために一応計算上みなしでもって落としてるわけでごさいます。物の価値なんていうのは、毎年機械的に直線の勾配で落ちていくわけではないわけですね。いわんや、定額法、定率法で、これだけ二種類あるというだけでも、それは如実に現れているわけです。だから、もし財産価値を把握するのであれば、それはそ

の都度評価したら、専門家に評価してもらえばわかるわけです。だけど、こう申しますと、そしてらバランスシートは無意味かと申しますと、そんなこともないわけです、それはそれなりに。もし、民間並にやったとすれば、こういうふうな数字に近く出るのではなからうかということ。そういうものだという見方であれを利用されれば、これはやっぱり非常に意味のあることであると思えますし、それからもっと改良して行って、もっと良いものが出来れば、なおよろしいのではないかと、そう思っております。それから、もう一つは5月、6月のですね。これについても、多分必要やむを得ざるために、そういうプランを設けているのであろうと思えます。民間であれば確かに3月で閉めますけど、そのためには2月末に仮決算やりますね。がっちりやるんですね。だから、早めにやっていて、そして後の3月の一月分をささっとやって、それを足してさっと出すというわけでございますから。それが多分ずれれるというだけで、そのことによってどういう弊害が起こるかということの方が問題で。もし、弊害がなければそれで良いわけですけど。その辺のところ、私もよくわかりません。お答えになったかどうかわかりませんが。

委員長（加藤正恭君） ありがとうございます。ただ、1番目の問題ですね。これはやはり今までは国から全部お金がきて、ただ地方はそれを消化してればいい時代から、地方分権で徐々にもう将来的に何処まで行くかわかりませんが、地方のことは地方でやりなさいと。地方で借金するのなら、地方で借金しなさいと、実力に応じた借金をしなさいというようなことで自治体を運営していくような早晚ですね、そういう時代に移りつつあるわけですね。そうなりますと、やっぱり自分のとこの資産、財産それからそういうものも含めて、どの程度あるのかと。資産の活用というのもこれから自治体も考えて行かなきゃならないんで。まさか、建物を売るわけにはいきません。庁舎を売るわけにはいきませんが、例えば山だとか土地だとか、そういう土地は処分して、お金が無ければそれをお金に変えるとか、そういう方法で資金を作っていくという時代が早晚来ると思うんですよ。そのためには、やっぱり今までの会計でいけば、土地の値段なんて何にも考えてないわけですよ。何も載ってないわけですから。何平米ありますよというだけのことで、資産としては見てないわけですよ。そういう時代じゃないと思うもんだから、バランスシートの導入というものは全国的に来てるのではないのかなという気が、私はしてるんですけどね。そういう問題は大きな問題ですからいいんですが。あと、5分位ありますが。宗像監査委員、どうぞ。

監査委員（宗像 脩君） 特別に発言を許させていただきますして、新米の監査やっております宗像ですけども。2つ、3つお話ししたいと思います。お手元にあります、この決算審査はこれ平成14年度であり、そして昨年9月の段階で議会の方に提出されたものです。従いまして、議会から選出されている佐藤悦夫議員の名前によってこの決算書が作られておりますから、私は11月の中旬からですので、詳しいことはわからないまま、ただ全く知らんよということにもなりませんので、一部始終見せていただいたり、聞くところは聞いてみました。その中から1点。昨年の3月31日をもって、いわゆる税金、各種税及び税外の不納欠損が1億2,600万もあるわけです。1億2,600万が不納になってしまう。もう取ることも出来ないということから、多額な金額ですし、この1億2,600万のその内訳。何処の誰がという、そういう名簿がありましたので、私見させていただきます。別にこれは公表することは出来ませんが、名簿は全部見ました。そして、そ

の中ずっと調べてみましたら、大きい小さいは別として、企業の倒産。あるいは責任者が亡くなって、今はもういないんだと。あるいは何処にいるのかわからないんだというのが主なもので、やはりこの1億2,600万というのは昨年3月31日で不納なったわけですけども。これはやむを得ないんだと。今更どうにもならないなというふうな感想を持ちました。そして、引き続き今度は15年も、再来月3月来ますので、もうこういったことは二度と起こしたくないということから、税務課の方の担当職員にもじかにそのことをお話をしまして、今盛んに収納活動やってますけども、何としても今年の3月31日でまた不納欠損がなんぼ出ますよというのは当然出てきますけども、その額が出来るだけ少なくなるようにということで、頑張っしてほしいということで行きました。その担当者は言うには、今年の分を先ず貰わなければいけないと。今年の分も払えないのに、4年前の分なんてとても難しいと、そういう実態がいろいろと聞かされました。決して4年前に遡ったのは取らないとかそういう意味ではありませんけれども、勿論わずか残された二月有余しかありませんけれども、一つ不納欠損にならないように頑張っしてほしいということで、話をしてきたということがありました。それから、いつか何年前からも監査委員の方ではそれぞれ10万以下、100万未満、あるいは100万以上の援助してる団体の監査はどうなってるんだという話も、何回か私耳にしました。これは14年度じゃなくて、15年度のことに関わってくるわけですけども、年が明けまして1月の15日から100万以上の援助している団体、15ヶ所に。そのうちの51事業。一つの団体だから1事業ということではなくて。例えば漁業協同組合を例にとりますと、エゾバカ貝だとか、いくつかの事業があるわけです。そういうのトータルしますと51の事業なわけですけども、それらについて、つい2、3日前に終わったんですけども、そういった監査を出て行って、監査をさせていただきました。なお、1年分まとめて監査するというのは大変ですので、毎月監査室においてやってるわけですが、毎月23日には出納室長、担当課が来まして一月一月の収支の状態。それから、もちろんお金は銀行、金融機関に預けてあるわけですけども、その残高の確認。それからまた、水道と病院の関係についての、それらについて毎月これは収入支出の分についてやっております。その他各課における所の支払い等についても大体1週間。1週間といいましても5日間しかありませんから、1週間では終わらないんですけども、それらについて1枚1枚チェックをして間違いの無いようにということで、現在取り組んでいるということで、私そういうこと知らなかったもんですから、実際にやってみて初めてわかりましたので、一つ皆さん方に報告をしておきたいと、こういうふうに思いましたので申し上げます。以上でございます。

委員長（加藤正恭君） ありがとうございます。それから、もう一つ監査委員、13年度の決算で監査委員の勤務形態等を見直すべきだという字句があるんですよ。というのは、172団体の対象に10団体しか監査出来なかったというような指摘がありましたけど、具体的に勤務形態等というのはどのように改善されているのか、そのあたりちょっと。改善されてるんであれば、内容をちょっと教えてください。内山参事さん。

参事（内山正光君） これにつきましては、13年度でそういう話があったわけですけども、即14年度で実態を申し上げますと、代表監査委員さんは14年度では100日。それから15年度では今日現在で102日ですね。それから議選の方の監査委員さんにつきましては、14年度に

については62日。それから15年度の今日まででは51日という形で執務をしてもらっております。つまり12年度、これ以前よりはずっと改善されてますし、その中で先ほど宗像監査委員さんからも報告ありましたように、伝票から逐次点検をしていただいておりますので、こちら辺が改善されたのかなと思っております。それからもう1点は、財政的援助団体の話になりましたが、財政的援助団体になりますと、12年度の実施した時には監査は実際は各課から決算書をもって、書面監査はやってたんです。実質その事業所の方にシフト替えといいたいまいしょうか、そちらの方に出て行く方に力を入れるか入れないかと。書面審査で監査をやってしまうのか、現場に出て行って、事業者さんの方に伺って、そこで監査をするのかと。そのシフト替えの話になるのかと思うんですね。そういう意味ではご指摘がございましたので、極力方針を決めまして、現場の方にもという話し、必要があれば伺って、現場の方の実態も伺いながら監査をさせてもらうという形に、今切り替えてございますので、必要があればそういう形の中で逐次やっていくという考え方でございます。それからもう1点、現場の方にはどういうふうな基準で行くかというような話でございますけれども、15年度からの方針を出して、15年度というのは14年度の監査になりますが、今回の監査でございますけれども、10万円未満については原則として書類審査で正誤出しました。それから100万円未満については、3年に1回くらいの形の中で事業者さんの方に必要があればお伺いしたいということで。それから、100万以上については毎年度という方針を出してございます。しかしながら、これも必要に応じてという形になりますので、全部が全部行ってるという話にはなりません。今回は全部行ってございます。それから、新規より人件費。この人件費なんですけれども、人件費のところは当然お伺いするというような、監査室の方の監査の方針という形の中で、一応昨年この場で申し上げたとおりのことでやってございます。今回も実施してございます。そういうことで、先ほどありましたような、宗像監査委員さんの方から話がありましたけれども、15団体の51事業所については、ここの今の先ほど申し上げました基準で、1箇月かけて各事業所の方に伺いをして検証してきたということでございます。そういう形の中で、一応改善の方というふうに、私共は見てございます。

委員長（加藤正恭君） これすいませんが、数値的なものもあるから、資料としてあとでいいですから出してもらえませんか。どうぞございましょう。

参事（内山正光君） わかりました。

委員長（加藤正恭君） 13年度からでいいです。岡監査。

代表監査委員（岡 英一君） ちょっと付け加えさせていただきますが。財政援助団体等に関する監査は、地方自治法によりますと、監査委員は必要と認めた場合には監査をしなさいとのことになっております。全部しなければならぬということではなくて。それで、先ほどご指摘の平成12年度、つまり前々回の時に前の代表監査委員さんの回答を私も見ましたんですが、その時に何ヶ所監査しましたかというような問いに対して、10団体10事業と答えられたんですね。それに対しての質疑を呼んでみますと、如何にもそれでは少ないではないかと。怠慢じゃないかと言わんばかりのご質問だったと。だけど、これ私も関心がありまして、いろんな人に聞いたり、詳しく読んだりしました。前の監査委員さんは、何気なく10団体と答えた。それは多分実際に現場へ行って、

実査というか、現場を見られたのが10団体だということだろうと思うんです。それで、私考えますのに、現場を見るか、あるいは相手の事務所へ行って話を聞くか、来ていただいて話を聞くか、あるいは役場の担当課の人達に来てもらって聞くか、あるいはもっと簡単に書類だけで、それだけでもよかった。これだけ種類があるわけですね。これは、どれを取るかはそれぞれケースバイケースだと思うんです。基本は、私共は財政援助団体を監査するというのは基本じゃないんです。財政援助団体に対して担当課がちゃんと然るべきことをして、そしてきちっとチェックしてるかということ、担当側を監査するのが私共の仕事です。それで、現場に行くのが、やっぱり現場に金を問いてる場合には、何か建設資金とか、それはやっぱり目で見るというのは大切です。そんなこととございまして、この実際あるいは何々という、さっき申しました何種類かの書類については、これはケースバイケースで実査しなきゃならないということではございませんので、その点一つお含みおきいただきたいと思います。

委員長（加藤正恭君） 申し訳ございません。時間が随分超過しました。時間がきましたので、この辺で監査の方は閉じたいと思います。どうも、皆さんありがとうございました。5分休憩いたします。

休憩 午前 11時24分

再開 午前 11時31分

委員長（加藤正恭君） 休憩を閉じて、特別委員会を再開いたします。次は税務課でございます。担当の税務課の皆さん、どうもご足労ありがとうございました。時間が30分程ずれております。午前中は30分、午後から30分位なるかどうかは別にして、出来るだけ圧縮して進めていきたいと思っております。課長にとってはご案内のとおり、以前は前もって5分から10分説明という時間を設けておりましたが、今回は変えて、必要があれば重点的にここだけは説明したいという部分があれば説明していただくと。なければ、すぐ各委員から質問に入りたいと思っておりますが、もしありましたらどうぞお願いいたします。特にないですか。それでは早速、各委員さんから。ページ数は記載のとおりわかると思うので、前もって印は皆さんつけておられると思いますが、それらについて進めて行きたいと思っております。先ず、ページが3ページですね。それから総務費の中の36ページ、38ページから39ページにかけて、この部分について各委員さんご質問があればどうぞ。吉田委員どうぞ。

委員（吉田正利君） 計数の捉え方について、基準をお教えいただきたいと思っております。例えば町民税。徴収率で現年97、滞納7.5、合計85.9という数字でございますけれども、この計数だけを見ますと、ちょっと前後して判断できないものがありますが、これの合計の85.9%に対する算出の基準ありましたら教えていただけませんか。

委員長（加藤正恭君） 森係長。

管理係長（森 隆治君） 今の徴収率の合計に対する積算の根拠なんですけども。これは現年度と滞繰分がありますので、現年度と滞繰の調定額と、それから収入済額ですね。現年度と滞繰合算したやつですね。これを割り返すという形になります。

委員（吉田正利君） 具体的に、恐れいりますが。

管理係長（森 隆治君） これからいくと、6億8,836万2,000円が収入済額ですね。割ることの現年度滞繰の合算した合計ですね。それと調定額の現年度滞繰の合算の8億0,108万3,000円ですか、これを割ります。掛けることの100%ということになると、85.85と。そうすると、少数第2位を繰り上げますと85.9という数字になります。

委員長（加藤正恭君） よろしいですか。吉田委員。

委員（吉田正利君） 収入済額トータルと調定額トータルの比率なんですね。それでいいですね。わかりました。

委員長（加藤正恭君） 課長どうぞ。

税務課長（前田博之君） 吉田委員の方から3ページのトータルで徴収率の分子、分母求められましたけれども。お手元に別に資料配布してるとお思います。15年度決算審査特別委員会資料ということで税務課で出しています。その2ページ目、3ページ目に現年分の徴収と。現年分と、3ページ目の滞繰繰越分で別に分けてやっています。今、吉田委員の方からお話しあったのまとめて徴収率出しています。それで私1月1日に移動になったばかりで、内容はあまり承知してませんけれども、この数字を見ると、税務課の職員かなり頑張って、前年度分については、13年度から見ればかなり上がってるんですよ。それで、固定資産税なんかは11年度から4年間続けて徴収率上がってきているという状況にあります。そして、次のページの3ページ見ると、逆に滞繰が町民税でいくと、前年度から見れば滞繰分が減ってる。しかし、固定資産税で見ると、13年度分から見ると、14年度かなり上がってるんですよ。しかし、これがトータルで見ると、3ページに戻ってほしいんですけども、固定資産税が現年分も滞繰も調定率上がっていながら、合算すると徴収率が逆に下がるといふ数字のマジックあるんですよ。これはちょっと見ると、滞繰分の分母がかなり前年度から見ると増えてるということなんですよ。ですから、トータルで見ると落ちてますけども、現年分で見ると前年度分から見たら徴収率上がってるということ、ご理解をいただきたい。職員の名誉のためにもお話をさせていただきました。

委員長（加藤正恭君） 吉田さん、よろしいですか。他にどうぞ。土屋委員、どうぞ。

委員（土屋かづよ君） ちょっとわからない所があるんですが。2ページの一般会計歳入決算額の所の7番の国有提供施設等所在町助成交付金。これどういう種類のものなんでしょうか。

委員長（加藤正恭君） 科目の説明。安達係長。

資産税係長（安達義孝君） 資産税の安達と申します。国有提供施設等所在市町助成交付金というのは、町内に財務局、北海道財務局の土地だとか、北海道の土地、道庁ですね。それから今、郵政公社って変わりましたけれども、郵政省、郵便局の土地。そういう土地の部分は固定資産税という形ではなくて、ここに掲げています国有提供施設等所在市町助成交付金という形で、その分を納入、国の方からこういう形で入ってきてるといふのは内訳になっております。

委員長（加藤正恭君） よろしいですか。土屋委員、どうぞ。

委員（土屋かづよ君） ここに書かれてる金額に対して、これはどういう算出でなってるのか、どういう根拠なのか聞きたいんですけど。

委員長（加藤正恭君） 安達係長。

資産税係長（安達義孝君） 各施設に管理してる国の方で評価しまして、評価格、国が評価した価格の1.4%税率は私共かけている固定資産税と同じ100分の1.4%をかけたものがうち方に交付されております。

委員長（加藤正恭君） よろしいですか。またあとで税務へどうぞ。他にどうぞ。鈴木委員、どうぞ。

委員（鈴木宏征君） 3ページなんですけど、特別土地保有税なんですけれども、下から4番目ですか。ここの所の調定額の滞納繰越分が現年度分を超えてるんですよね。これ、原因というんですか、こういう形に至った原因というのがあると思うんですが、もしわかれば教えていただきたいんです。

委員長（加藤正恭君） 特別土地保有税の関係、どなた。安達係長。

資産税係長（安達義孝君） ちょっと固有名詞は出せないんですけども、大口の滞納者がございまして、その分が上乘せになってます、前年度より多く。その部分です。

委員（鈴木宏征君） すいません、勉強不足で申し訳ないんですが、特別土地保有税というのは、どういう形で税金が掛かってるのか。

委員長（加藤正恭君） 安達係長。

資産税係長（安達義孝君） 特別土地保有税というのは、これはちょっと制度忘れましたが、相当昔からありまして、5千㎡以上の土地を取得した場合に対して、その土地を土地利用しなかった場合ですね。結局買ってすぐ土地利用を図ればかからないんですが、未利用のままにしておくと、いろいろな形で土地の流動化という部分からすれば、されてないということで、ペナルティー的な要素の税金で、10年間かかる仕組みになってまして、取得してから10年経てばかからない仕組みとなっております。それで、税制改正が14年度にございまして、15年度からは、この特別土地保有税というのは廃止されました。何故かという、土地の流動化をもっともつとめるために、国の方でそういう歯止めをかけちゃなかなか土地が動かないということで、課税は取り止めになっております。

委員長（加藤正恭君） よろしいですか。どなたかどうぞ。議長。

議長（堀部登志雄君） 前回の決算委員会の指摘の中で、コンビニエンスストアでも納入出来る方法も検討すべきであるということ、日頃から大変税金を納めていただくのに税務課で苦勞されているということでは評価するんですが、夫婦共稼ぎの家庭が増えてるという傾向にあるということから、何時でも納入出来るシステムと。例えば、コンビニエンスストアでも納入出来る方法も検討すべきであるというような、前回の決算委員会のお話なんですけど、この辺については検討されたんですか。それとも、今後何年か後にはこういうシステムにするんだというような、方法もとるんだというようなことを検討されたかどうか、その辺はどうでしょう。

委員長（加藤正恭君） 前田課長。

税務課長（前田博之君） 今の件ですね、地方自治法の方の施行令が変わって、今度保険料でなくて、税も取れるようになったんですよ。それで、実際に私も行って担当の方に聞いたら、そうい

う部分で導入するという事で、道内でも検討してるそこはあるみたいですよ。苫小牧は検討してるみたいですよ。ただ、課題があるんですよ。手数料をどう設定するかとかあれば、それを納税者へ上乗せするのかとか、いろんな問題もあります。ですから、対費用効果を充分議論した中で検討していかなければならないのかなという考えで、現時点ではあります。

委員長（加藤正恭君） よろしいですか。他にどなたか。吉田委員。

委員（吉田正利君） 担当部署で収納率の関係が相当ご苦労されていると思うんですが、けれども。現状、収納率の向上という意味で、現在の未収者の、要するに納税に関連する大きなネットワークになってる事態。担当部署で苦労されてると思うんですが、何が一番大きな要因で、納税されないのか、そのような一つの傾向を、先ずお聞かせいただきたいと思うのと。もう一つは、この内容を分析する時に、町民税とかその他の国民健康保険税もございましてけれども、そのような税種と個人。特定の個人が全般的な他の税金にも影響されてると。個々でなくて一人の方が、他の税金も回避的に滞納するというふうな傾向にあるのかどうか。この状況について、ちょっとお教えいただきたいと思います。

委員長（加藤正恭君） 野本係長。

納税係長（野本裕二君） 今言われました傾向につきましては、皆様のご存知のとおり、漁業商につきましては、全くここ数年来の不漁ということ。価格的にも下がってるというのが現状です。あと、日雇いさんにしましては、仕事がない状態。高齢者方、ある程度の年齢の方でも、もう仕事がないような状態です。そういう家庭については、奥さんのパート収入で生計を保ってるというのが現状です。あと、折衝につきましてはいろいろありますけども、先ほど言われました、国民健康保険税につきましては、短期給付というのを今年度強化いたしまして、期間的には3ヶ月、6ヶ月、1年という形で。その狙いというのは、納税者との接触を図りたいというのをしております。今の臨戸折衝とか督促しましても、なかなか折衝出来ない。そういう方については、期間を短くして役場の方に来ていただいて、そこで納税納付交渉するというかたちをとっております。以上です。

税務課長（前田博之君） 一人が他の水道料だとか、住宅料が税と絡んでるのがあってしょう。

納税係長（野本裕二君） それにつきましてはあります。それはおのおの原課でもって督促方法ありますので、減税でしたら今言った形で呼び込んで折衝。あと、差し押さえるべき財産があるのであれば、即座に差押しちゃうと。あと、水道さんについては停水という方法もありますし。住宅さんについては保証人請求したり、何かといろいろな形がありますので、それは1人の人が全部滞納してますけれども、それはまとめてではなくて、それぞれの部署で今は督促というか、対応してるのが現状です。以上です。

委員長（加藤正恭君） 僕から一つお聞きしたいんですけど。課税に対する管理体制ですね、コンピューター化されて、もう久しいわけだけれど、個人的とか、そういう機械化というのは、どの程度までコンピューター化されてるのか。ちょっとボタン押すとばあっと全部出てしまうのか、そういう体制になってるのかどうか。そのあたりについては、どういう状態ですか。例えば、個人別の問題もあるでしょう。それから、例えば固定資産税なら、固定資産税の部分もあるでしょう。い

ろいろ、縦横いろいろあると思うんだけど、全てそういうのコンピューター化されてるのかどうか。そして、従って現年度分はこれ位だよと。それから、滞納繰越はこれ位だよというようなことすぐわかるようなシステムになってるのかどうか。そのあたりはどうなっているのか、聞きたいんですけど。野本係長。

納税係長（野本裕二君） 今のご質問なんですけども、今のシステム自体簡単に言いますと、個人の人、例えば私でしたら私、野本裕二の滞納状況とか、収納状況はどうなんだという見えますすぐ。ただ、固定資産税で残ってるのは、誰なんだといくとそれは見えません。

委員長（加藤正恭君） 森係長。

管理係長（森 隆治君） 今の補足なんですけども、それぞれ賦課側と管理側となるんですけども、個人ごとに情報入れます。それについて、日々入ってくるお金については、出納から管理の方に回ってきまして、機械の読み取りですね。それと手入力ということで、情報を常に毎日入れています。ですから、その方達については、消し込みというんですけども、それが終わった時点では、当然名前で検索して出せば、何税が調定額いくらで、収入額がいくらで、未納額いくらかということまで出るようになってます。ただ、それはある程度、パッケージ化されてますんで、自分達の思うような形で使うということにはならないんですけど、パッケージの中では、そのような形で見ることは出来ます。個人です。

委員長（加藤正恭君） ソフト化されていない部分もあるわけですか。全課として、必要でないものは、勿論入れてないんだろうけど。例えば、固定資産税のとか、保険税とかいう、個別的なものは出ない。

管理係長（森 隆治君） 固定資産税だけのリスト。それは出ません。あくまでも、個人の検索で出すような形です。ただ今、言われてることと違うかもしれませんが、ほとんど町税あるいは国保税というのは電算化されてるんですけども、中で例えば法人税については、HBAというのは委託の中にちょっと入ってないんですけども、それについてもパソコンなものですから、こちらの方でアクセスというソフト作りまして、個人的なやつ作って、そこで管理してます。ですから、管理的にはほとんどコンピューターで管理してるような形になっております。

委員長（加藤正恭君） 今のところのソフト化で問題はないというふうに、作業的に、事務的というか作業的というか徴収的というか、いろんな角度から見て、これでパーフェクトとまではいなくても、充分収納には支障がないというような体制には現在なってるのかどうか、そのあたりはどうですか。

管理係長（森 隆治君） ほとんど、今パッケージ化されてやってきてます。今の段階では支障はございません。ただ、自分達の希望する形で出したいなということになれば、パッケージ化してある程度統一されてますんで、それについてはちょっとネックにする所はありますけども、今現在使う中では支障になってることはない。

委員長（加藤正恭君） 野本係長、どうぞ。

納税係長（野本裕二君） 今、森係長の方で言われたのは、あくまでも納税で収納を管理する側としての意見でありまして、私の方、取る側としましては不都合の点がいっぱいあります。と言い

ますのは、滞納者で50万以上は誰なんだとか。100万以上は誰なんだというデータが先ず取れないということ。それと、一番きついのは、決算の段階になりまして、保険税をご存知のとおりペナルティーありますから、それに行くためにはあと幾ら金額的に必要かという時に。どれだけの滞納者がいて、この人は取れるのか、取れないのかという色分けする時に、結局未納一覧でありますけど、それでもって手で拾わなきゃならない。そういったデメリットがあります。以上です。

委員長（加藤正恭君） そういったものは、入れれるんですか。何かそういうソフト化すれば、解決出来るような問題なんですか。

納税係長（野本裕二君） ええ。

委員長（加藤正恭君） それは、お金かかりますか。

納税係長（野本裕二君） かかります。

委員長（加藤正恭君） 緊急に必要性というのがありますか。

納税係長（野本裕二君） はい。去年までは、今私言ったのは全部職員に手で拾ってもらったんですよね。ですから、今言ったように電算化されると、すかさず外に出れるというのはありません。

委員長（加藤正恭君） 手作業というのは、結構しょっちゅうあるんですか。

納税係長（野本裕二君） あります。毎月毎月管理さんの方から、収納日報上がってきますから。それでもって、全体の収納率が上がって、それから後に地区の収納率が上がってきます。自分の担当地区でもって何故下がってるのかという説明をしなきゃなりませんから、それはもう手作業でしなきゃならないというのが。

委員長（加藤正恭君） それがあれば大変いいということですね。予算的にはどれ位かかるものなんですか。

税務課長（前田博之君） 今、町がHBAというところで電算化してます。その中で、ソフトをある程度改善するということ、ちょっと手直しすることによって、出るよということになると、HBAの方でその部分だけでということであれば、そんなにかからないと思うんですけども、HBA出来ませんよと。あるいはスタートから別のソフトとして組むよということになれば、やっぱり何百万相当のお金かかるのかなと、こう思ってます。それで、私も行って今話をすぐ当然担当課長として、税目とか個人別は別にして。じゃあ、白老町の中で誰が税目をそろえて、一番滞納してる額が何百万あって、トップになる人、あるいは順番に落ちてきてどうなのと。それによって、当然収納対策しなきゃいけないでしょうと。聞いたらそれが無いというのが、今の係長の話なんです。それが、こっち機械入ってる、こっち機械入ってる、こっち機械入ってますよね。今言ったように森係長の方では消し込みの機械入ってますよと。こっち賦課入ってますよと。そうすれば、どっかボタンを押せば、今委員長言われたように縦横のトータル出るはずなんですけど、そのソフトが組み込まれてないというんですよ、この時代に。いいかどうかは別ですよ。今までの仕事のやり方がいいかどうかというのは別として、人変わることによって、ちょっと疑問を感じるという部分あるんですよ。それはやはり聞くと係長が話したように、それがわかると税目ごとにトータルであっても、どこを攻めていけば、まず最初にどの税を取らなきゃいけないとか、ということがわかるよという

ことなんです。それが今入ってないんです。だから、金額については個々には今入ってますから、どう連結して、どう出すかということと、あるいはHBAで出来なくて、別のソフト組まなきゃ駄目だよということになれば、また高くなると思います。ですから、金額はちょっとわかりませんが、担当に聞くと新たに組むとやっぱり2、3百万位いくんではないかなということで、ちょっと頭痛の種ですけど。以上です。

委員長（加藤正恭君） わかりました。検討する事項だね。時間ですけど、熊谷委員、何か。それではちょうど区切りのいいところで。まだ、ご質問ありますね、税務課については。あるとすれば午後1時から、また税務課も担当しますが、なければここで終わりたいと思うんですが。どうですか皆さん、まだ税務課の担当で聞くことありますか。なければ、この時間帯で終わらせたいんですが、よろしいですか。では、そういうことで、税務課の方は今日で、この時間で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

休憩 午後 12時00分

再開 午後 1時00分

委員長（加藤正恭君） それでは午前中の休憩前に引き続いて、午後の審査に入ります。時間は2時までの総務課でございます。課長に前もって事務局長からお話があるかと思いますが、ページ数は結構あるんですが、重点的に何かご説明をしておきたいという所があれば、5分くらいで説明をしてもらおうと。なければ、すぐ各委員の質問事項で進めて行きたいと。このように考えますが、いかがでございましょうか。課長、どうぞ。

総務課長（白崎浩司君） 総務課、今回各係長出席をさせていただきます。他の部署もそうなんですけども、1月1日の異動ということで、詳細な数字的なことにつきましては、私の方で答えられない部分につきましては、担当の方から答弁させますことをお許し願いたいと思います。それで今、委員長のご説明でありましたけれども、特に説明ということなものですから、2、3点ちょっとご説明させていただきます。総務課の予算につきましては、基本的には経常的な経費が主なものですから、その中から臨時事業費で載せてるものについて、若干ご説明いたします。先ず一点目、ページが32ページです。32ページの下段の(3)チャイルドシート貸付事業。臨時経費ということで14年度計上してありますが、チャイルドシートの貸し付けにつきましては、平成12年の4月からチャイルドシートの装着の義務化が施行されまして、町民への貸し出しを12年の3月の1日から開始いたしました。当初の計画の貸し出し期間は12、13年度の2ヵ年ということで事業実施致して、内容的には石油事業協同組合に委託しまして、加盟の11のガソリンスタンドで行っておりました。結果、利用者数が多数のため、1年延長しまして、14年度までということで、14年度実施いたしました。従って、この事業は14年度で終了いたしましたということでございます。それと、2点目がページの151ページ。こちらのも災害対策費の中の(3)で樽前山火山防災計画策定事業です。負担金で85万9,900円ということですが、これにつきましても、臨時事業ということで単年度でございます。胆振東部1市6町と千歳市、恵庭市で構成いたします。樽前山火山防災会議協議会において、樽前山の噴火による災害の防止、軽減を図るため、樽前山火山防災計画を策定

いたしました。総額としましては、業務委託金として843万1,500円で事業を実施いたしました。その負担金と。人口割、財政割で負担金を算出いたしました。白老町については85万9,900円ということで実施した事業でございます。それと3点目、最後になりますが、201ページ。給与費の関係です。総額的に数字しか載っておりませんので、それと合わせてご説明いたします。平成14年度一般会計における人件費の総額は特別職4名。一般職276名。嘱託職56名の合わせて332名分として支出したものでございます。総額で約25億2,688万5,000円の支出となっております。その中で、月々の給料額が約12億8,600万。期末、勤勉、時間外などの職員手当として約9億1,300万。保険、年金などの共済費として約3億2,760万円という支出になっております。また、その歳入としては約1億8,200万ありますけども、その内容は記載のとおり、分担金、負担金、使用料及び手数料、国庫支出金などという内容になってございます。参考までに14年度における職員の平均給料を申し上げますと、職員の平均年齢が43.7歳。平均の給料額が37万4,000円となっております。以上、単なるご説明ですけども、特にとということで、以上ご説明させていただきました。

委員長（加藤正恭君） 大きく3点ほど課長からの説明がありました。各委員からの質問を受けます。ページ数を言って、質問をしてください。どうぞ。どなたかありませんか。鈴木委員。

委員（鈴木宏征君） 8ページなんですけど、委託料。文書管理システムの委託料なんですけど、これ14年度ですので、これは委託を始めて何年度目でしたかということと、今15年度なんですけど、今後どのような形で、委託というような形で進めるのか、もうある程度定着してきたので、原課で管理していくのか、そこら辺ちょっと、お話を伺ってよろしいですか。

委員長（加藤正恭君） 田中係長。

総務係長（田中春光君） 先ず、一点目の委託を始めて何年目か、この関係ですが。ファイリングの関係の委託なんですけれども、11年度からの実施ということで始めております。今後の考え方になるわけですが、15年度からですね、ファイリング委員会なるものを職員の間で構成いたしました。16年度から、その委員会も委託業者と帯同した中、ファイリングの実施の指導のあり方を検証しながらやっていく考えであります。16年度いっぱい、そのような形の中で、委託の業者と委員会の人間、帯同して進めていくわけですが、17年度以降は、今現在年2回の実施指導受けてるわけですけども、実施指導の委託の回数を1回位に減らしながら数年間継続し、最終的には職員の間での委員会が主導を取った中、自主的のファイリングの指導を進めていくと、こういう格好で考えております。2年か3年おき、各年程度になろうかと思うんですが、そういつて中でスポット的に委託業者に入っていただきまして、その後の経過がどのように進められているかという部分も検証していただき、ファイリングの熟度を高めていくという、そういった考えであります。以上です。

委員長（加藤正恭君） 鈴木委員、どうぞ。

委員（鈴木宏征君） H11からの事業で、平成14年度までに委託料どの位かかったかということと、その事業にかかった経費というのが、もしわかりましたら教えていただきたいのと。この委託をしたメリットというのか、委託したことによる部分で、どのように上がってるかというよう

なことを、原課としてどのように抑えているか、ちょっと教えていただきたいんですが。

委員長（加藤正恭君） それ、すぐ答弁できる。資料あとからでも。金額的なやつはあとで出していただければ。それ以外のことで答弁することがあれば、どうぞ。田中係長。

総務係長（田中春光君） 効果の関係ですが、従前はご承知のとおり簿冊の形式で文書を保存してたわけです。それをファイリングのホルダー形式に変えたことによって、非常に検索性が高まったということ。更には定期的にその業者の指導を受けてるという関係もあるんでしょうが、より文書の保存能力といいますか、他の能力といいますか、そういったものが職員間の中で高められてきたのかなということがあります。このファイリングの形式に変えたことによって、庁舎内の文書全体の目録化が進められておりますんで、いわゆる情報公開、こういったところに対応するための即応性が出てきたといいますか、更にはどのような文書があるのかという、こういうことが求められて、目録の検索の中でその申請者が文書内容を確認出来るという、こういった利点もあるのかなと考えております。以上です。

委員長（加藤正恭君） 鈴木委員、どうぞ。

委員（鈴木宏征君） 僕もやってみましたので、委託料を入れた大きな要因として、情報公開でしたか、それに向けて如何に求められた資料が迅速に公開出来るかという、そういうところから入れたと思うんですが。平成14年度は情報公開でこれ使っていましたか。14年度で情報公開であった件数わかりますか。求められた件数わかりません。一応僕もこれをやってて、いろいろ疑問な点もあったんですが、今後の展開の中で情報公開がいろんな分野で出されて、それを速やかに公開出来る方法としては、一定の効果はあると思ったんですが、一応あと情報公開が平成14年度でどの位あったかということと、平成14年度までに委託料とか、これを入れることによってファイルだとか備品とかありますよね。あれがどの位かかっているのか、あとでいただきたいと思います。

委員長（加藤正恭君） いいですか。資料の提出はあとでお願いします。他にはどなたか。吉田委員、どうぞ。

委員（吉田正利君） 27ページ、総務費で車両管理費の内容について質問をさせていただきます。ここで約1,100万決算されておりますけれども、現在この共用車両の実態と、それから11から27の節ごとの説明をちょっとしていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

委員長（加藤正恭君） 白崎課長。

総務課長（白崎浩司君） 共用車につきましては、台数で見ますと総務課で抑えてるのが6台。管理事務所で一括共用に供してるのが18台。全町所有車両が79台、合計103台です。今の103台の中には消防の車両も入ってますので、内数になりますけども、消防の関係では24台。それから、節ごとの内訳というご質問ですんで。まず、需用費の415万9,289円ですが、一つには消耗品。内容的にはタイヤ、電球、オイル、バッテリー等々の46万9,000円。それから、燃料費。いわゆるガソリン代ですが268万5,000円。それと3点目には修繕費100万4,716円。車両の修繕費でございます。それから12の役務費ですが、総額で295万3,000円なんです。一つ目には車両車検の整備料。定期点検の整備料。私の方の手元に内訳の資料あり

ますので、そうさせていただきます。

委員長（加藤正恭君） 吉田さん、他に。いいですか。では、あとで資料。他にどなたかどうぞ。僕からちょっと聞きたいんだけど。コンピューター化されて相当の日数経ってるんだけど、昼前に税務課でもその話出たんだけど、ソフトの面でなかなか十分に使い切れてない面があるやに聞いてるんだけど、総務課での認識ではどの程度。コンピューター化も相当されてるんだけど、パーフェクトというのはあれだけど、業務上差し支えない程度の体制になってるか、そのあたりはどのように認識をされてるか。もう一つ、職員の研修。これは今年の決算でも指摘されてるんだけど、結構一生懸命職員の研修をして資質の向上を図るとやっていると思うんだけど、その効果っていうのか、そういうものはどのような認識をしてるか。やらないよりはやった方がいいことはわかるんだけど、そのあたりはどのように活用するかということが問題だと思うんで。それは極端に $1 + 1 = 2$ と出ないにしても、資質の向上につながってるかどうか。新任の課長ではちょっと難しいことなんでしょうけど、そのあたりはどのように認識しておられるか。白崎課長。

総務課長（白崎浩司君） 先ず一点目のコンピューターの関係なんですが、総括的には行政改革推進室の方で、ソフトの部分含めて向こうの方で整備されてると。ただ、職員の立場でどの程度の認識かといいますと、今言われてる一般的なソフトにつきましては、年輩の職員なかなかついていけない部分はあるんですけども、若い職員含めて。また、職員の研修もその中に入れてやっておりますので、一つのプログラム入ってる中のソフトについては、ある程度職員も使いこなしてると。それから、前段で税務の話ありましたけども、専用のところには専用のソフトも入ってまして、税務であれば家屋の評価システムが入ってたり、収納であれば収納のシステムが入ってたり、その部署部署で専用のソフト入ってますんで、それは専用のソフトということで、その部署で使っております。ただ、前段の共通という部分で言えば、ある程度今まで紙で連絡していたのを、全部一括コンピューターで出来ますし、そういうものの操作、メールの操作とかですね、そういうもの研修を含めて職員は使えるようになってきているというふうに抑えております。それで、一点目のもう少し詳しくとなると、行革の方で聞いていただければというふうに思います。それから、2点目の研修なんですが、私も前には職員係にいましたので、職員の研修、資質の向上ということでの計画を職員係の方で立てまして、役場内での、いわゆる職場内研修。それから道の方に、中央の方も含めて研修場へ行っての研修ということによってしております。今、委員長言われましたとおり、研修で帰ってきて、即見目で効果が上がるとか、数値的に上がるとか、そういうようななかなか目安というのはないんですが、いわゆる一人が研修行って、その研修だけが一人の目的ではなくて、帰ってきた者が研修報告会を開いたり。自主研修も当然ございますので、その中で自分だけの研修に留まらず、研修会を開いて職員に自分のやってきた研修を周知するとか。それから、一般的な研修であれば中央研修を含めて、他の自治体との職員との交流を含めて、自分の白老町の取り組み方を見直すとか、そういうような形で刺激を受けて帰ってきた中では、勿論自分の方の仕事に励んでもらうというかたちで。一つには前から言われてますけども、長期的な計画の中で職員を研修に派遣させてるというような。昔から言われてるような、即効性はなかなかすぐ研修の結果が出るというわけではございませんけども、そういう即効性のある研修と、それから長期的に自主研修を含めて

年齢と共に習得しなければならぬ研修を含めて、こちらの方で研修計画の中に入れてやっていると。最近、職員の新規採用職員も段々少なくなったものですから、私当時やってる時には、新規採用職員も1週間から10日程度かけまして、他の民間の企業にも行きまして、研修を含めてやっておりましたけども、ここ最近入ってくる職員も少なくなったものですから、胆振支庁の方で管内の合同研修とか、そういうふうに初級研修、中級、上級というような形で実施してございます。具体的な研修の中身につきましては、よろしいですか。

委員長（加藤正恭君） いろいろなそういう研修を積んだ場合に、必ず報告会をするということを義務付けしてありますか。必ずすることによって、発表し行かない人に対してもお知らせするというか、反省も含めて、いろんな反省もあると思うんだけど、そういうこと義務付け、強制はしないにしても、半義務付けする必要があるんじゃないかと思うんだけど、そのあたりどうなんですか。白崎課長。

総務課長（白崎浩司君） いわゆる、報告会というのは、やってるのは国内現地研修。自分の方で自主研修なんですけど、自分の方でこういうようなテーマで、こういうような場所で研修をしてきたいよという募集を行いまして、職員の自主研修という形で国内現地研修。最近はなくなりましたけども、国外研修も当時ありましたけども、そういうものにつきましては、帰って来てからの報告会は義務付けでやっております。報告会を開いてるのは、そういう自主研修の部分については義務付けてやっています。

委員長（加藤正恭君） わかりました。他にどなたか、どうぞ。消防も含めてでいいですから、選挙管理委員会も含め、それから給料も含め。鈴木委員、どうぞ。

委員（鈴木宏征君） 45ページの選挙の。北海道知事、道議の選挙で平成14年度ですよ。中身をちょっと教えてほしいんです。どんなことだったんですか。

委員長（加藤正恭君） 田中係長。

総務係長（田中春光君） 昨年の4月に行われました、統一地方選の知事、道議の選挙の部分なんですけれども、告示の日の関係ですとか、そういった関係の中から2ヶ年度にまたがって事務執行したというところの部分の、一部分が14年度に入ってるわけなんです。概要的にはそういうことです。内容的には告示期間前に、例えば選挙用のポスター掲示場。ああいったものを発注事務ですとか。あと我々の関係の選管職員の事務処理。もう既に入ってしまったので、14年度中に発注する分は発注するであるとか、事務処理をやらなきゃならない部分の経費がここに計上されてるわけです。

委員長（加藤正恭君） よろしいですか。他にどなたか、どうぞ。鈴木委員、どうぞ。

委員（鈴木宏征君） もし、聞き方まずかったら指摘してください。31ページの出張所の運営経費なんですけど、平成14年度はまだ各公民館ですとかに、出張所を置いて運営をしてたと思うんですけど、平成15年度になりまして、郵便局に2箇所、社台と白老でしたか、委託をしましたけれども、今後出張所の運営については郵便局という部分を増やしていくのか。どういような考え方をしているのか。こういうのは聞いてもいいんですか。

委員長（加藤正恭君） 田中係長。

総務係長（田中春光君） 今のご質問の関係ですが、当初社台、白老を郵便局の業務として開始した時点では、今、鈴木議員言われたとおり虎杖浜、竹浦、萩野と既存の出張所3箇所あるわけなんですけど、その部分も郵便局に振替が可能であるかというのを、若干視野に含みながらの進みといいですか、発進だったのが計画としてあります。そういうことでスタートしたんですが、現状の中では、郵便局で扱える業務というのは、まだ出張所で扱っている業務の極一部分でしかないわけでありまして、その辺の絡み検証しながら、出張所の業務どうするかというのは、今後の検討の中の課題ということで、まだ抑えられた程度で、この先どうするかということまでは明確に決められてはいないのが現状です。

委員長（加藤正恭君） 白崎課長。

総務課長（白崎浩司君） ちょっと、資料がありましたので、今前段でご説明申し上げましたけども、郵便局で取り扱える業務。いわゆる戸籍の関係ですね。住民票とか、印鑑証明書とか。15年の4月から10月での集計なんですけど、3箇所トータルしまして、利用者が一日1.43人。それと、出張所の関係と郵便局の取り扱いの関係で言いますと、当然出張所の方は、税・手数料の収納事務もやってますんで、そこら辺は継続的に考えないと駄目なところかなというふうに思ってますんで、この出張所と郵便局の業務はちょっとやっぱり違うというふうに抑えています。

委員長（加藤正恭君） 鈴木委員。

委員（鈴木宏征君） 午前中の税務の時に税務の収納をコンビニとか、そういうところでも出来るような話も委員さんから出て。今の出張所で行われてるいろんな税の収納についても、郵便局でも取り扱えるとか、いろいろこれから考えていかなきゃ駄目なことだと思うんですが、やはりそういう形にして、せっかくそういう部分での各公共機関ですか、民間になっちゃったからあれですけど、郵便局ですとか、いろんなそういう所を有効に利用出来ることで、もっと利用する範囲が広がってくと思いますので、是非そういう研究をしていただいて、いろんな所でそういうことが出来るような流れにさせていただいた方が、町民としては便利に使えるのかなと思いますので、是非。今やっているのは戸籍抄本とか印鑑証明みたいなものだけではなくて、出張所で行われてるいろいろなことが郵便局でも行えるようなことを研究してみたいなというふうに思います。

委員長（加藤正恭君） 要望だけでいいですか。課長、何か答弁。

総務課長（白崎浩司君） それに対してどうのこうのというのはないんですけども、いわゆる税法とか、法のクリアの部分、多分出てくると思いますんで、そこら辺もこちらの方で今後検討・研修していきたいというふうに思っております。

委員長（加藤正恭君） 他に。熊谷委員。

委員（熊谷雅史君） 17ページ。16ページからかかっていますけど。職員厚生管理費。17ページにあります職員総合健康委託料。このところでございますけれども。何回か決算、私も経験してるんですが、いつもこの辺の所で質疑があって、いろんなお答えもいただいているんですけども、当然職員の健康管理上の問題の総合健診だと思うんですけど、先ず一つ目はどのような項目で検査をなさってるのか。先ずそれお聞きします。

委員長（加藤正恭君） 五十嵐係長。

委員（五十嵐省蔵君） 資料特になんですけど、私も毎年かかっている人間ドックのことでお答えしますが、先ずX線、レントゲンですね。血液検査、聴力、胃の関係のバリウム、肝臓、胆のうの超音波、視力、心電図、聴力が主な検査内容だと思います。

委員長（加藤正恭君） 熊谷委員。

委員（熊谷雅史君） 今の項目を聞くと、一般総合健康診断と言っても、通常民間でもやられている中身ですよ。と思うんです、大体。年1回の定期健診みたいの。いつもこの所の質疑で町立病院にはかかれないのかという質疑があって、ご答弁は町立病院の受け入れが非常に不具合なんだと、厳しいんだということで承知はしてるんだけど、今のこの検査項目であれば、僕は町立病院でも可能ではないかなと思うんです。その辺の調整を前回質疑をいただきましたけれども、その後、何か町立病院側として、総務課と何かの折衝の中で受け入れを多くしてくれだとか何とかということしました。そういうこと聞きたいんですけど。

委員長（加藤正恭君） 五十嵐係長。

委員（五十嵐省蔵君） 町立病院では、現在は町職員の間ドック受け入れております。14年度の実績でいいますと、対象受診者263名に対して受診者が35名、14%という形になっております。その以外に2つの病院があるわけなんですけど、一つが札幌循環器クリニックがありまして、これが134名で51%。もう一つが苫小牧保健センターの94名の36%となっております。どうしても町立病院、地元の町の病院ということで職員にはお話ししてるんですけど、受け入れる曜日が水曜日だったと思うんです。確か週に1日なんです。ということもあるのと、札幌循環器クリニック病院は過去から受診ずっとされてる職員がおりまして、10年、15年の個人のデータがそろってるということもあって、なかなか町立病院の方に移行が出来ない。増えていかないという状況になっております。以上です。

委員長（加藤正恭君） 熊谷委員。

委員（熊谷雅史君） 今の諸事情を聞くと、それはパーソナルな部分はあるから、そこまでは強要は出来ないんでしょうけれども、今現下の町立病院の状況を考えると、やはり町立という冠が付いている以上、やはり町職員の立場で自前の公共機関を使うという意識を少しやはり総務課から強く働きかけるべきだと思うし、当然そのことによって、うちの機関である町立病院も受け入れる日にちも一日とするのではなくて、やはり多くするという、こういう折衝もすべきと私は思うんですけど、その辺のそこはどうか。

委員長（加藤正恭君） 白崎課長。

総務課長（白崎浩司君） 先ほど現状の部分を上申しました。ちょうど私、前回総務課にいた時に、こういう総合健診という制度がなりました。職場で義務付けている健診とそれから共済組合でやってる健診と合わせて今度総合健診という形になって、従前いわゆる自分で病院を見つけているような病院にかかっていたと。それが総合健診になった時に3箇所指定になったと。その時に、どの病院を指定しようかと、各自治体ごとよろしいですよといった時に、今までかかっている病院の全部集計取りまして、やはり過去のデータがある病院がいいだろうということで、札幌1件、苫小牧1件、当然地元1件ということでありまして。今のご指摘は私も当時から聞いておりまして、病

院の受け入れと、それから町職員が地元の町立病院を利用するというようなお話は、今、熊谷委員さんが言われたことも、前からちょっとご指摘のあった部分で。職員の方につきましても、町立病院でこのような体制で受け入れは可能だよというようなお話もしてございますし、なかなか今まで個人の職員からすると、過去の何年か前のデータ含めて、ある病院を新しい病院に変えるというのはなかなか踏ん切りがつかないといえますか、そういうようは状況はわからないではないんですが、総務課の方としても職員という立場も含めて、これからも指導はしていきたいというふうに思っております。

委員長（加藤正恭君） 他に。吉田委員、どうぞ。

委員（吉田正利君） 35ページの防犯灯と管理について質問したいと思います。大町商店街、中心街の。

総務課長（白崎浩司君） 委員長、すいません。今のご質問の防犯灯なんですけど、これは生活環境課です。

委員長（加藤正恭君） その時、お聞きしましょう。他、ありませんか。僕、ちょっとお聞きしたいのが、交通安全の方なんですけど。32ページ。交通安全推進の方ですね。これ、組織が何かいっぱいあるんだよね。指導委員会だとか、安全協会。中にあるんですか。外にあるのか。指導員会というのもあるね。それから、推進委員会。指導員会と交通安全協会。独立してるんですか。全部別々、いっぱいあるんだけど。それで何かメンバーの中で意志の疎通的な面があるやに聞いてたんですけども、その話は役場では聞いてませんか。そのあたり、どうですか。高野係長。

交通防災統計係長（高野末保君） ただ今の件なんですけども、先ず白老町交通安全指導員会については、町長の2年間委嘱になってございます。白老交通安全協会については、北海道交通安全協会の傘下になりまして、次に苫小牧地区交通安全協会の下に白老交通安全協会がついてございます。ですから、全く別組織といえますか。ただ今、加藤委員長がおっしゃってた指導員、あるいは交通安全協会。これが兼ねてやってる部分あります。それで、今ご指摘の部分は竹浦が若干、町内会と絡んでるもんですから、そういった部分で不都合な部分が一時出た部分がある。

委員長（加藤正恭君） 竹浦だけかい。

交通防災統計係長（高野末保君） そうです。組織事態は、活動内容は交通安全ということで、目的は同じなんですけども、あくまでも交通安全協会の方は全体を通した中の活動なんですけども、指導員会については町長の出動命令に基づいて、各イベントだとかお祭りだとか、4期40日の交通安全の活動。こういったものを一緒にやってございます。以上です。

委員長（加藤正恭君） 他の地域では別にそういう問題はないんですね。スムーズに運営されているんですか、全町的に見れば。そうですか、わかりました。審議がなければ、この辺で閉じたいと思いますが、いかがですか。吉田委員、どうぞ。

委員（吉田正利君） 当初の質問にちょっと、もう1回戻らせてもらいたいと思います。27ページの車両管理の件で、現在公用車、消防含めて103台ということでございます。一般で79になるわけでございますけれども、管理部署から見まして、この車両の配置は効率的な配置なのか、あるいはまだ余裕あるのか、あるいは合理化出来るのか。これ車両はご存知のように、台あたりの

ランニングコストその分かかってくるわけですが、その点について。それからもう一つ、車両の運転日報、管理運行日報はつけておられるかどうか伺います。

委員長（加藤正恭君） 田中係長。

総務係長（田中春光君） ご質問の件でございます。先ほど申しましたとおり、総務課の所有が6台。更に公用車の管理事務所で管理してる分が18台と、こう申し上げましたが、その他につきましても、消防が24台と、ずば抜けて多いわけです。その他各現業課、下水であるとか、水道であるとか、こういった課で持っている部分が、主の数台ずつ持っている分もあります。現業、事業関係の課になりますと、現場がありまして、日々現場の方に出向いて監督業務にあたり、そういった関係で車両の稼働率はかなり高いものと確認しております。水道関係で申しましても、漏水事故等とありますので、そういった関係の対応車両としても適切な台数として持っているのかなということでは、私共では確認しております。あと、その他多い台数を所有してると言え、健康福祉課になるわけですが、こちらの関係も日々90%強の稼働率で稼働されてるということはわれわれの方でも確認しておりますし、さして車両全体数として多いというふうな認識は今のところは持ってはおりません。あと、運転日報の関係ですが、日報につきましても、当然うちの方の管理規則に定められたとおり、日報をつけるということで進められております。以上です。

委員長（加藤正恭君） 鈴木委員、どうぞ。

委員（鈴木宏征君） 今の共用車ところの関連で聞きたいんですが、町長の公用車なんですが、平成14年度については、まだ見野町長の時で公用車使ってたと思うんですね。平成15年になって公用車使わないという形になって、また今の町長さんは公用車使うという話なんですが、今あります公用車なんですが、今までの経過として、どの位の年度で入れ替えたりしてたのかということと、今ある公用車について、今後どのように考えてるのかということを知りたいんですが。

委員長（加藤正恭君） 田中係長、どうぞ。

総務係長（田中春光君） 今の町長公用車として使用してるものなんですが、あれは平成7年の導入車両でございます。従いまして、9年くらい経ちますね。走行距離に換算しますと20数万キロ既に走っておりまして、車の実態としては外見上としてはあまり影響なさそうに見えるんですが、中身的にはもう消却してよろしいような年代には達してるのは実態ではあります。そういうような状況になる以前でございましたら、町長公用車としては、おおむね5年サイクルで入れ替えをしてたわけなんですよ。それは年間の走行距離数から換算しましても、妥当な更新の形態であったのかなとは認識はしております。ただ、昨今の経済情勢ですとか、そういったものの中で、こういった状況10年近くも経ってるような状況には至ってるわけですが、今後については対応年数等から考えましても、既にもう入れ替え年数に達してるんですが、その更新をどうするかという部分につきましては、理事者の判断になるのかなと、そんなふう考えております。

委員長（加藤正恭君） いいですか。なければこの辺で閉じたいと思いますが、いかがでございましょう。それでは、総務課の審査はこれで終らせていただきます。どうもありがとうございました。10分休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

委員長（加藤正恭君） 休憩を閉じて、審査を続けます。2時から3時まで生活環境課でございます。課の皆さん、お忙しいところおいでいただきまして、ありがとうございます。課長には前もって局長の方から、決算の中身についてはポイントだけ説明をすることがあればしていただきたい。なければすぐ各委員から質問をとということにしたいと思いますが、何かありましたら、どうぞ。二瓶課長。

生活環境課長（二瓶 充君） 私共の関係で、一般廃棄物の関係でちょっと一点14年度について特別な部分がありますのでご説明したいと思います。ゴミ収集の関係で、この主要施策の方には直接出てこないんですが、歳入の部分でゴミの販売手数料、これが一部問題になった件があります。それで問題というのは、コープクリアが取り扱ってたゴミ袋の部分が倒産で未納になってしまったということです。それで14年の8月から15年の1月分まで6箇月分、半年分、94万3,000円程未納になってしまいました。私共の方としては、それまで未納に一度もなってないということと、生協がまさか倒産するという、夢にも思ってなかったという部分ありまして、電話で催告したり、文書で催告してたような状況の中で、突然の自己破産ということで慌てたところでございます。これの対応については、15年の3月に破産管財人が指定されまして、破産債権届出書をこちらの方に提出した中で、昨年5月28日に第1回の債権者集会が開かれたという状況で。この会議の中では、このコープクリアの総体の資産が16億円。負債が24億円ということから、本格的に金額が精査された中で、どのようなかたちに、例えば優先債権、税関係が先に取られますので、このゴミ袋関係については一般債権になるということで、その後財産の残り分に応じた配当がくるということで受けてるんですが、まだ現在いろいろ不動産はあるようなんですが、整理されてないということの中で現状にきてるといってございまして。それで、コープクリア室蘭生協ですけれども、室蘭では同じような未納の状況、月の状況が出てまして、室蘭で約1,000万。登別では430万。伊達では200万という形でいろいろ未納となっております。いろいろ連携取りながらやってるんですが、何処でも顧問弁護士等の情報、相談聞いた中でも、なかなか難しいなという部分で、今ここのまできてるといってございまして。この中で直接14年度でない15年度に、これは来年の決算審査の部分でご説明することになるんですけれども、澤口商店が同じようなかたちで倒産して、これについても未納になってる部分あります。これはもう少し金額的にはなるんですが、実は澤口商店は毎年納付については遅れてました。それで、私共の方で先付け小切手とか、そういう部分をいただきながら、年度末に何とか先付け小切手で清算というか、整理してたという部分がありました。それで14年度、15年度の澤口さんの部分についても、最終的には年度内の部分については清算になったんです。2回分の先付け小切手で整理したんですが、4月、5月、出納閉鎖5月ですから、5月までの先付け小切手でやったんですが、その後も既に未納になってたと、4月分からということで、この部分についても未納になったという状況が実態としてあります。そういう中で、私共も先行き見通し効かないような部分もありまして、未納するような取り扱い店、全町に60店程ありますけども、これについてはお引取りしてもらおうと。取扱店から町の方でお願いし

ないという形で徹底しようということで。町民のサービスの部分では他の店に行けばありますので、そういう中で一部他にも1店舗あったんですが、それについても強行に説明した中で。ということは2箇月未納になると、もう取り扱い店から外すという形の中で、15年度の澤口商店除いた中では、順調に皆さん納付してるという状況でございます。15年度分まで、ちょっと説明の部分入りましたが、コープクレアの部分について、そういうことがあったということをご了解願いたいと思います。

委員長（加藤正恭君） それでは各委員から質問を受けます。どうぞ、お願いします。吉田委員、どうぞ。

委員（吉田正利君） 92ページの大気汚染の測定事業の関連で質問させていただきます。これは北吉原にある測定点かどうかわかりませんので、それだけ質問いたします。

委員長（加藤正恭君） 二瓶課長。

生活環境課長（二瓶 充君） これは、はまなすスポーツセンターの敷地内にある測定局ということですよ。

委員（吉田正利君） 測定点は1点だけでございますか。この2目に出ております、大気汚染測定事業経費の該当測定点は、あれ1点だけでございますか。

委員長（加藤正恭君） 二瓶課長。

生活環境課長（二瓶 充君） はい、そのとおりです。

委員長（加藤正恭君） 吉田委員、どうぞ。

委員（吉田正利君） この測定点の測定の内容と、ここも委託料で200数十万かかっているわけでございますけれども、現実的にどのようなメンテを行っている費用なのか、この内容についてお聞かいたきたいと思えます。

委員長（加藤正恭君） 長沢係長。

環境保全係長（長沢敏博君） ただ今のご質問にお答えいたします。まず、結果につきましては、測定項目からお知らせいたします。測定項目につきましては、調査項目といたしまして、一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、この5項目と、あと風向、風速の2項目、計7項目を測定しております。結果につきましては、平成14年度の結果につきましては、先ほどの浮遊粒子状物質。これは簡単に申しますと、大気中にありますちり状のものがあるんですが、その測定値が平成14年4月10日。これは朝の6時から10時までの5時間に渡りまして、環境基準値を超過いたしました。これは全道的に、この日のこの時間帯において基準値を超えておりまして、原因としましては、中国大陸からの黄砂が飛来して環境基準値を超過したという結果でございます。これは苫小牧におきましても基準値を超過しておりました。あと白老町の白老小学校の所に北海道で設置しております、同じ大気汚染測定局というのがございます。こちらの方でもデータを白老町の役場から見る事が出来ますので、そのデータを見る限り、同じように数字的に超過しておりましたので、北吉原だけの数値ということではございませんでした。他の物質につきましては、365日1年間の測定結果としまして、環境基準を超えたものはございませんでした。あとメンテナンスに関しましては、先ほどの測定している項目ごとの機械の1週間に一度、1箇月

に一度。90日、180日、360日という法定的な点検も含めまして、委託業者の方で点検しております。あとテレメーターシステムというものにつきましては、これは測定した数値を北吉原の測定局から白老町役場の方へオンラインで、電話回線で結んでおります。この結んでいる機械の保守点検業務でございます。以上でございます。

委員長（加藤正恭君） よろしいですか。他にどなたか。吉田委員、どうぞ。

委員（吉田正利君） 先ほど総務課に質問しましたら、次の生活環境課と言いましたので、35ページなんですが、大町中心街の街路灯につきまして、こちらの管轄でございましょうか。土木ですか。

環境保全係長（長沢敏博君） 土木です。

委員（吉田正利君） 土木ですか。

委員長（加藤正恭君） 防犯灯じゃなくて、街路灯ですか。さっき防犯灯って言ってたから。そしたらまた土木で聞いてください。

委員（吉田正利君） 防犯灯と街路灯と違いますね。わかりました。失礼いたしました。

委員長（加藤正恭君） 他には。鈴木委員、どうぞ。

委員（鈴木宏征君） 33ページなんですが、これに関連、ここだけじゃないんで、もっとあるのかもしれない。町内会で話題になってるのは、古紙回収で日本製紙が受け入れしなくなりまして、4月からどういうふうになるのかということが。たまたま末広町内会の総会がつい最近あって、そこの中の議論されたんですが。そこでも何か方向が決まったようなお話もされてたんで、それがどういうふうになったのかということ、もし決まったらお知らせいただきたいのと。私も町内会の監査やってまして、監査のやってる中で、今後の町内会のそちらから出てる、ここにもあるんですが、補助金としてある運営費ですとか、街路灯の補助金というのがありますよね、町内会に街路灯の電気料というんですか、を補助してるとかいろいろあるんですが、こういうものが将来的にはなくなるというのか、という心配もかなりしておりまして。こういうものが、どういう方向に今後なっていくのかということが話題になったものですから、そこら辺も、これ平成14年度でこういう形ですから平成15年、今平成16年度の予算もやってると思いますので、そういうところで、考え方として変わってきているのであれば、もし考え方をお知らせいただきたいと思えます。それと、ここの中の補助金の中に、三つ目なんですが、町内会の連合会の中に399万2,000円あるんですが、これちょっと中身を教えてください。この3点をお願いします。

委員長（加藤正恭君） 二瓶課長。

生活環境課長（二瓶 充君） 古紙回収のシステムの部分からご説明いたします。先に新聞報道でもいろいろと出てましたが、古紙回収の部分については平成14年の4月から日本製紙の白老工場の方でダンボール、それから新聞紙のマシーンを停止するというこの中で古紙回収を扱わないという、そういう状況から白老町の方でのこれまでの回収、集団回収システムをどういうふうにするのか。これについては勇払工場の方が新聞紙関係もマシーンありますので、その関係で窓口ということの中で対応してきたということがあります。その中でいろいろ日本製紙さんとしては、白老町のこれまでの集団回収について、非常に評価していただいているということもあった中で、いろ

いろいろ相談にもものってくれて、その中でシステムの部分では、ある程度まとめた中で先日リサイクル推進協議会の臨時総会で各取扱団体170団体に説明したところです。一つは集団回収の部分での直接搬入。これ受け入れ先は登別市幌別の三協資材ということにはなるんですが、直接搬入の部分では、金額的のものはほぼこれまでの白老工場での金額と同じという部分が出てまいりました。それともう一つは、拠点回収というか、白老各町内会取扱団体の所に、平日ですが連絡してもらえれば回収に来ると。その時には町内会から一人立ち会ってもらおうと。リサイクル推進協議会で保管庫とか、いろいろそういう部分で団体の方にいろいろ手数料5年間2,000円づつ払ってもらった中で対応してた部分というのはありますが、それを利用した中での取り扱いという、この2本立てでやっていくということになりました。それで、いろいろ今までの萩野の白老工場から登別の幌別に移るといこととか、いろいろそういう距離的なものという部分で、これまでより若干不具合になるなという部分の考えも担当の方としてあります。ただここで忘れてならないのは、今までが非常に恵まれてたということなんですね。白老工場の部分で取り扱っててくれたもの。そういう中で、金額から受け入れの方法から非常に優遇してくれてたと。地元企業ということもあって、そういう部分だったと思うんです。その中で、今度は幌別の方で三協資材に直接搬入。今、取り扱い団体からアンケートもいろいろ取り寄せてますが、やはり直接搬入してる所がほぼ幌別の方に向かうなという形の中で、資料私共の方にきてますが、やはり幌別の方も優遇されてるといことなんですよ。新聞ですとキロ8円ということになりますと、今までの部分とほぼ同じと。それと日本製紙さんではあまり表に出されたら困るといことを言ってるんですが、逆に登別の市民は三協資材の直接搬入出来ないんですね。それは白老町で大昭和の方にこれまでやってたという経過の中から、特別枠で受け入れしてくれるという形なんです。それで、これまで日曜日なんかあんまり受けてなかったの、日曜日は3回受けてくれるということになりました。白老町の状況によっては、更に日曜日4回受けるという、そういう体制も組みたいということで、非常に理解を示してくれてる中で、ここまでのシステムが出来てるといふうには私共理解してます。それと、この拠点回収も今までの白老工場に持ってったシステムの中でも、高齢者が多いという団体からは、何とか取りに来てくれるシステムにならないんだろうかという、そういう声も一部あがってました。その声にも今回のシステムは対応出来るんじゃないかといことの中では、まずまず町民の100%満足は出来ませんが、納得出来るシステムではないかなといふうには考えております。それと、町内会の補助の部分ですが、私共の方の該当する部分で、全体的な町内会の補助という部分では、この33ページの環境衛生補助推進助成事業というのがあります。これは、平成14年からスタートしたものでして。ゴミの分別収集の徹底とか、それからゴミステーションの周辺の清掃、バス停の清掃とか町内会にある公共施設の積極的な清掃とか、そういうものを使って、町内会独自で取り組んでほしいという中で、均等割り1町内会当たり1万円。それに世帯200円という形で進めたものでございます。それで、そういう中でやってるんですが、実はこの経過という部分はいろいろ町内会の全体的な運営助成の中で、納税貯蓄組合の助成金が所期の目的は達したという、そういう中での減額とか、そういうもろもろあった中で、一つこういうものが浮かんでくるという部分もあります。そういう中で、今私共の担当の方として考えていかなきゃならないものは、一律均等割

りとか世帯割で、助成金として支出してありますが、果たしてこの部分についてもうちょっと何か考える必要あるのではないだろうか。実際に実績あるようなかたちで取り組んでる団体に対してやったり、そういうものが必要なのかなということで、これは今課題として捉えております。あとの補助金については久慈参事の方から。

委員長（加藤正恭君） 久慈参事。

参事（久慈幸男君） 町内会の全体の運営費については、私の方で所管してしますので、お答え申し上げます。鈴木委員、今言ったように、町内会の1町内会当たり均等割りで2万円。それから、世帯割で1世帯800円を支出しております。それとあと、町内会で街路灯をつけた場合、これは年額の電気料の12分の10を条例で支出してると、主にこんなような支出しております。これ2つ合わせますと、年間1,600万円位なるのかなという考えでおります。それで、鈴木委員言ったように、今後どうなんだというお話でございますけども、担当課から言わせると、やはり私は妥当な数字なのかなというふうに思っています。やはり、これから見野元町長がやっておりました協働の町づくりという観点から考えるということだとか。それから、これから自治振興ということから考えますと、やっぱり町内会の活動というのは、活発にやっていかなきゃ駄目だなと思っています。そういうことと行政と、やはり両輪となって町づくりを進めていくというようなことを考えると、大分の負担なのかなというような感じは持っております、現状はですね。ただ、何せ財政的に厳しいという状況で、どの辺が妥当な線なのかという、今後ですね。そういう問題は多分出てくるかなというふうに考えておまして、現状ではこれ位の金額が妥当なのかなというふうに担当課としては思っております。ただ、毎年予算要求の時には、こういう問題は問題として提示されていると、こういう状況でございます。それから連合会のことでございますが、連合会も組織体制がきちとなっておりまして、これが柱となって株組織の町内会活動も活発となっていると、こういうような状況でございます。そういうことから、今連合会の補助金全体の経費ですが、約670万円位かかっているかなと思っております。それでその内、補助の対象分と対象外というふうに区分しておまして、100%補助してる所もあるし、50%の所もあると。というようなことで補助をしております。例えば100%の場合は、事務局長の給料ですね。それとか共済費。それから手当。これについては100%補助しております。またあと、この他に会議費だとか、それから旅費だとか、研修活動費とかいろいろございますが、これについては半額を補助してると。こんなようなことで、全体の670万に対して399万円支給してるといふ、こんなような状況でございます。よろしいでしょうか。

委員長（加藤正恭君） よろしいですか。僕から2、3聞きたいんだけど。昨年の決算審査特別委員会で、ゴミステーションの見直しということが指摘されてるんだけど、そのあたりどのように、改善したとすれば、どのように改善されたのか、それが聞きたいところ。もう1つは白老高速インターチェンジに行く途中の車の問題。あれを14年度ではどのような経過になってたのかは別として、現在あれを大昭和の裏の方に土地を求めて、そこに集約しようとして業者が設置したらしいんだけど、何か住民の猛反対があって、それも反対運動が起きてスムーズにいかないというような話を聞いているんだけど、それは今の話だから、14年度の決算とは直接関係ないにしても、

それらは現在どのようになっているか、それ2点伺いたい。二瓶課長。

生活環境課長（二瓶 充君） 先ず、ゴミステーションの問題です。これにつきましては現在全町に1,700ですか、5、6世帯に1箇所という状況の中で、いろいろ民生常任委員会でもそういう話が出たり、決算審査の部分でも言われてるんですが、前から言われてる部分あるんですね。他の町に比べましても、比較的世帯割にすると多いという状況があります。その中に、一方では平成12年にゴミの分別、これについて町民の人達に非常に協力してもらった中でここまで来た。今分別だ何だの部分については、非常に皆さん理解してくれた中でトラブルなくいっているという部分があります。それで、このゴミステーションの数を見直しするとう部分の目的が何処にあるのかということなんです。それで、ゴミステーションをただ少なくするのかと、集約するのかと。ここのところで何を目的にしていくのかということがあります。それで、究極に突き詰めていきますと、効率的にスピードアップして収集するためには、この設置箇所を少なくすれば、スピードアップが出来る。スピードアップが出来ると、今の言ってみたら収集体制のトラックですね、収集運搬車、それについてる人員。それが3班でやってるとしたら、これをなんぼスピードアップしても、3班が2班にならなければ、委託料は落ちないんですね。そうすると、相当の数を落とさなければ、先ずは2、30落としたって、これは根本的な効果が出てこないという部分。もう一つ、町の景観という部分は別にあります。それで今、特に言われてきてるのは、高齢者が多くなってきているという、そういう状況があります。それで、特に冬道に滑る道の所、距離が長くなった所、冬に持っていくという部分、果たしてこれがどうなのかという部分あるんですね。そういう中で、私共このゴミステーションの見直しの解決の糸口になってくものは、お金に即結びつかなくても、例えば町内会単位。これはゴミだけではなくて、介護も含めた中で、地域住民が独居老人とか、そういう人達をサポートするような体制が出来て、ゴミ袋は持って行ってあげるとか、そういうもののシステム化が出来ないと、ただこの部分だけスポット当てて減らす減らすと言っても、なかなか町内会の方でも理解してもらえないだろうというふうに考えてます。従いまして、もう少し先の問題、いろんな部分の問題含めた中で対応していきたいというふうに考えてます。それと、例の川沿地区の問題です。これについては平成14年9月に前の見野町長が北海道知事の方に北海道の河川敷に置いてる大西産業の土地を、土地の管理者として撤去するようにしてくださいという要請書を出しました。それに基づいた中で、財務局の道路用地も絡んで、それから民間の人達もあるという中で、町も入って協議会を作ったという中で、対応してきた経過があります。それで、室蘭土木現業所がこの河川敷地の対応しておりますので、法的にどういう対応が出来るのかというのを、やっとその要請のあと重い腰を上げて動き出したということがあります。それで、この法的措置については、道の財務局の方に行って具体的協議を始めてます。そういう動きの中で、原因者の大西は北吉原7区のところ1万8千㎡の土地を購入しました。これについては、私共でこの情報をキャッチした時に、川沿の地区これで問題解決するのかなというふうな期待を持ったんですが、実際に行ったら、ちょうどとりいちと大西林業さん、炭家さんの裏側の袋地なんです。この袋地で2件の町有地が町道に取り付けられる用地的なものはあるんです。現在は林になってます。本人はこの袋地を町有地使えるという中で買ったということなんです。ところが、先ほど委員長が言っ

てたとおり、地域住民の方の反対があったということで、私共の方でも町内会の方に2回程説明行って、現状という説明という中で状況や何かは説明しております。それで、実際にはその後の動きはどうなってるのかと言ったら、いろいろ本人は取り付け道路、民有地確保するために動いてる状況がありました。ただし、なかなか理解もらえないで、袋地のままということで、民間の土地については確保出来ないということがあります。それと、この町有地の部分、2件の町有地については、坂下町長の時にも課長職の企画、総務、産経、財政という中で集まってちょっと打ち合わせをした中で、これについては町民の財産である町有地を、地域住民が反対しているのに、1事業所に貸すというふうにはならないだろうという中で、貸すことは出来ないということをおっしゃっています。それで、今までできてるんですが、実態としては河川敷の所に3,000台から4,000台あったというのが、今現状では4,500台まで落ちてると。それとタイヤについての2、3万本はこれまでと変わらずという中で、別の民間の地権者の所にしわ寄せしていったらいいですね。そういう状況があるんです。それで、これについては、北海道の方も先ほど言いました法務局の方とある程度協議してる中で、白老町の行政が混乱してるという中で、ちょっと時間置いてくれた経過があります。それで、新しい町長になって、そろそろ協議を開始したいという話が今きてまして、これに向けてどういうふうに対応していくのかという、非常に難しい部分がありますが、今状況としてはそういう段階だということなんです。

委員長（加藤正恭君） それで、ここにあるのは景観的にも非常に国道ふちだし、高速道路行くところの白老大滝線でもあるし、非常にまずいということで。しからば、あれは廃棄物じゃなくて、彼らにすれば商品であるというような認識であるから、そう簡単に移動するというわけにはいかないということは、いろんな議論をしてわかるんだけど。地域の住民の反対というのは、それは何か意識的なものだったというふうには聞いてるんだけど、町もやはりたじろめというのをおかしいけれども、早く撤去すれ撤去すれじゃなくて、やはり彼らにも仕事がスムーズに行くような努力ということも必要じゃないかなという、一部ですよ。何でもかんでも大西さんの言うことを聞けという意味じゃなくて、やっぱり困ってるのは現状であれば、それを打開するという方法というか、そういうものも示してやるべきじゃないかという気がするんだけど、それは良い悪いは別にしても。そういう方向にいかないのかどうか。そのあたりはどうですか。二瓶課長。

生活環境課長（二瓶 充君） 先ず1点目の地域住民北吉原7区の関係ですが、地域住民の考え方という部分については、これ行政の部分でこの問題について云々かんぬん出来る問題ではないんです。というのは法的な問題として、抑えることが出来ないんです。民事的なものです。自分の財産の所にこういうものを置きたいというだけのことですから。これは、その中で適切な措置をしなければ、環境という面から行政指導までいかないんですね。法律的に基づかないですから。そういう部分の中で、地域住民としては純粋に、今の川沿地区のものが、そのまま来られたら困るという部分は、またこれは理解出来る部分もあるんですね。そういう中で、それじゃあ、実際に現状打破するのに、どういう方法があるのかということなんです。これは実は委員長おっしゃるとおり、そういう視点での考え方も出来るんですね。本人の方に攻めて攻めて攻めてやってって、それで言ってみたら、うまく潜り抜けて、誰の言うことも聞かないという状況が今現状としてあります。ただ

し、信頼できる人間かと言ったら、いろんな状況から見て、現在の状況から見てあんまり信頼はできないだろうと。これまでも18年間、20年近くやってる部分。それと、一方では平成17年の1月から自動車リサイクル法が完全施行になります。そうすると、廃棄物になるんですね、廃自動車は。そうすると、今の部分ではあれは有価物ですよと言ってますけども、完全な廃棄物です。そうすると、廃棄物を人の所に置けば、不法投棄です。そうすると、廃掃法で処罰はできるんです。ところが、今の現状の中では、処罰が出来ないという部分があります。従いまして、この部分を何処からこの解決の糸口を持っていくのか。これは私共、ただ手をこまねいてるわけではなくて、何処でやっていくのかは、いずれれにしる、やるという法的なものを使う部分は北海道財務局です。これの人達は法的措置に向けて今協議してるという状況があります。その中で今言った北吉原の部分というのがありますけども、あそこ、先ほど言いました、袋地が袋地でなくなったと言ったら、行政で何の手も付けられないという部分も実態としてはあるわけですね。何ぼ反対しても防ぎようないわけです。ですから、そこの部分を考えた時に、町の方としては地域全体、川沿、北吉原の部分考えた時に取れる方策は何かという部分も、やはりこれ非常に難しいんですが、リサイクル法を見ながら、今年の7月から解体処理業の許可申請が始まるんですね。そうすると今、大西がやっています古物営業法では取り扱い出来ないわけです。そういうところも見定めながら、どの方法がいいのか非常に難しいんですが、これは考えなきゃならないということで、実は早急にこの部分については内部で打ち合わせする準備をしております。

委員長（加藤正恭君） その他、委員さんで。熊谷委員。

委員（熊谷雅史君） 36ページ。総務費の中の生活環境課町民生活係（臨時）更生保護法人。この施設改築補助事業。臨時と書いてます。これどこにあって何の目的で造って、うちの町の関わりはということなんでしょうかということをお教えください。

委員長（加藤正恭君） 久慈参事。

参事（久慈幸男君） 更生保護法大谷染香苑の改築に伴う補助金でございます。この大谷染香苑というのはどういう施設かということですが、これは身寄りのない刑犯罪者。そして非行少年の寄り所のない人。こういう人を寝食を共にして、社会復帰を図っていくと。再犯を防止していくと。こういう施設でございます。全道に8箇所位あると、こういうようなことでございます。それで、この染香苑が昭和44年に建てられたと、こういうことで、非常に老朽化が著しいと。こういうことで、全道の自治体に補助金の要請をしたと。それで、人口割だとかいろんな絡みの中で、こういうような補助金の要請がきて、白老町は46万3,000円を支出したと、こういうことです。それで、今回の改築については、札幌市の東区苗穂の方に改築をいたしまして、32名の収容だそうでございます。ちなみに道の補助金も5,000万円位出ております。あと、札幌市が3,500万円ということで、近郊の市町村に2,276万3,900円を補助要望したと、こういうことでございます。

委員長（加藤正恭君） 熊谷委員。

委員（熊谷雅史君） 雑ぱくに聞いてると、やってることは良いことだなと思うんですが、うちの町が補助金を出すという根拠は何処にあるんですか。それは通年からずっときてるから出したと

ということなんですか。

委員長（加藤正恭君） 久慈参事。

参事（久慈幸男君） これは最終的には理事者の判断で決めたことですので、今言ったようにこういう趣旨で建てる建物に対して白老町が賛同して補助を出したと、単的に言えばこういうことでございます。

委員長（加藤正恭君） 大津係長。

町民生活係長（大津孝典君） 補足説明させていただきます。この保護更正施設なんですけども、ある程度道央地区ですとか、道東ですとか、道南ということで、ある程度のブロックに1箇所2箇所ずつ設置されておりまして、白老町で過去に犯罪を起こし、白老町出身の人が札幌の施設にお世話になるとか、そういう状況がございまして、現在は住所を移して札幌市民ということになってる場合もございまして、過去に道央圏であれば、道央圏の各市町村の関係者が入ってるという状況もございまして、関係する市町村からこういうような補助金が出されてるということでございます。

委員長（加藤正恭君） 他に、どうぞ。鈴木委員、どうぞ。

委員（鈴木宏征君） 先ほどもちょっと、課長の方からも出て、これはどこになるのかな。不法投棄の回収、リサイクル法とかが最近変わってきまして、電化製品や何かが今まで大型古紙回収というんですか、の中でやれたものが、電気製品はリサイクル法で電気屋さんが引き取って、お金出して引き取ってもらわなきゃならないんですか。そういうことも近似してるのかもしれませんが、非常に電気製品の不法投棄が。うちの町内会でも結構空き地に、いつの間にかテレビが置いたりされてるんですよ。そういうことが、最近法律の改正や何かでいたる所で、うちの町内会でもそういう現状が出てきてるんですが、そういうことに対する対策というんですか。本来は何か駄目になった時、お金を出して引き取るんじゃなくて、製品にそういう価格があって、もうそれを引き取ってもらう時にただというんなら何となくわかるんだけども逆なんで、今製品を引き取ってもらうのにお金かかるという形なもんだから、何かそういうふうになってるような気がするんで、そこら辺のことだとか含めて、原課として対策として国に言うというふうにはならないんだろうけども。何か方法考えてるのかどうかということをお聞きしたいんですが。

委員長（加藤正恭君） 須田係長。

生活環境係長（須田健一君） 今の家電リサイクル法の対象物の家電製品の不法投棄ということになるかと思いますが、先ず町内の現状からお話しますと、平成13年法律施行後、平成13年度にテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの不法投棄台数、町で回収をして確認をしたものということになりますが、これが総数で82台。それが15年度、これが総数で72台ということで、台数的には減ってございますが、圧倒的に多いのが、そのうち15年度で言いますとテレビが47台、冷蔵庫が17台、洗濯機が8台というようなことになってございます。エアコンにつきましては北海道に需要が少ないということで、ほとんどエアコンの不法投棄はない状況でございます。これが15年度途中の経過ということで、すでに山や川などに投棄されていることを確認しているものでございますので、回収してございませませんが、そういったものもありますので、これ以上になるのか

なということで、大変この不法投棄の問題に関しては深刻な状況になってるわけです。ただ、この法律の施行になった以降、この家電4品目については、あとから処理料払って、家電メーカーが最終的にはリサイクルしていくという仕組みになってるわけなんですけど。一般家庭から出るパソコンにつきましては、これから売られるものにつきましては、処理料を事前に徴収するというので、かなり動きが変わってきてございますので、条件が整い次第こういった家電品については、あらかじめ料金が徴収されるシステムには変わって行くのではないかとこのように考えてはございますが。それぞれ対応メーカーですか、その品目によってちょっと施策的に進めてる方向がまちまちという現状がありますが。そういった方向見ながらその対策を、現在町では清掃指導員によるパトロール等、また広報や何かを通じて、そういった不法投棄をやめてほしいというような啓発を進めてるという状況でございますので、そういったことを続けていくというふうなことを考えてございます。以上でよろしいですか。

委員長（加藤正恭君） 私から91ページの(7)飛生区飲料水対策経費。金額は98万2,800円になってますが、もうこういうことずっとやっておりますが、14年度のことですからあれですけども、まだずっとやらなきゃならないのか、実態はどうなんですか。そのあたり教えてください。二瓶課長。

生活環境課長（二瓶 充君） 今、委員長がおっしゃいましたとおり、この部分については平成7年前から、浄水器付けましたのは平成7年からですけども、そういう中でもう16年になりますから、足掛け9年10年になるわけですね。その中で実態どうなのかということで、源水は年1回、それから飲んでる浄水器付けてる人については2箇月に1回の水質調査。そうでない人については3箇月に1回の水質調査という形で、実際に水質検査をしている状況ですが、源水の状況見ると、変化はないという。それで、私共他の部分でもいろいろ分権とか、今土壤汚染対策法とか、新しいちょっと難しいあれが出来ましたけども、通常の現者が負担して、そのところは土壤については取り替えなきゃならないよと、土壤汚染してるとこという部分とかあるんですね。そうすると、昔の要因を見ますと、やはり鶏糞とかいろんな部分があるという中でやってきますと、これは10年やそこの単位では解決にならないだろうと。本当に根本的にやるんなら、土壤を取り除かなきゃならないと。そうすると、あの一帯がどの位汚染されてるかというのは途方もつかないんですね。そうすると私共は、これは当分の間続けるしかないだろうと。浄水器の部分も、古くなってくると2箇月に1回は最低検査して飲むような形取らないと、何らかの部分で異常になったら困ることからしますと、なかなかこの状況を、すぐこの検査を長くしたり、変化なければ1年に1回にしたらどうかという考えもちょっと沸く部分もあるんですが、そうはならないだろうと抑えております。

委員長（加藤正恭君） それで、毎年100万近い金をこの飲料水の検査だけに出して、先がわからないわけですね、正直なところ。それをずっと永遠に何軒かのために出すというのも一つの弱者を助けるという意味では大変良いことなんだろうけども、こういう財政の中で何か対策を考えなきゃならないんじゃないのかなと。だからと言って私良い考えあるわけがないけれども。何か良い方法を講じるべきじゃないのかなという時期にきてると思うんだけどね。そういう考え方はどう

ですか。二瓶課長。

生活環境課長（二瓶 充君） おっしゃる部分も確かに、いつまで続けるんだという部分もありますし。そうすると今源水でも1箇所良い部分たら、元の小学校の道路に源水、あれは問題ないんで、そこから皆さんポリで持ってったりもしてるという部分もあるんですが。ただ、これまであの地区については、元々地下水については鉄分とかいろんな部分で悪いとか、愛泉園の部分もいろいろ悪いという部分もありました。それで、もう20年以上前から水道を引いてくれないかとか。簡易水道的な部分でどうだとか、いろいろ検討された部分あるんですが、投資的に多大な費用かかるとか、そういう部分ありまして、出来ない経過もあるわけですね。それと、話は変わるんですが、あそこは砂利採取の部分でも非常にあの地域の人達に迷惑をというか、これは町が迷惑というのではなくて、北海道の砂利採取の部分ですね。法的な部分の盲点ついた、埋め戻ししなかったりという部分いろいろあって、迷惑かけてる部分あるわけです。そうすると、あの地域の人達に非常に被害者意識というのは、確かにあると思うんですね、地域の人達にしてみたら。私共ではそういう部分を見ると、この位の経費はみてやるの、これはどうかと。ここまで財政厳しい折に、どうかという部分で、そういう気はしてるんですね。この位は飲む水とか、そういう部分については本当に基礎的な最低限の部分でないのかなというふうに思ってまして。その辺はちょっと辛い部分は確かに経費の部分としてはあります。

委員長（加藤正恭君） 他になければ、この辺で閉じたいと思いますが、いかがでしょうか。まだありますか。それでは、この辺で休憩に入ります。どうもありがとうございました。3時まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時00分

委員長（加藤正恭君） 休憩を閉じて、審査を続けたいと思います。次は行政改革推進室です。15時から15時半頃までということでございます。推進室の皆さん、どうも忙しいところおいでいただきまして、ありがとうございました。前もって事務局長の方から、何か重点的説明するところがあればしていただくと。なければすぐ各委員さんの質問に入ると、こういうことになりますが、室長、何かありましたら、どうぞ。吉田室長。

行革室長（吉田 稔君） それでは、私の方から主要施策等成果説明事項を説明いたしたいと思います。

委員長（加藤正恭君） 重点的などこだけで結構ですから。ポイントで。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時01分

委員長（加藤正恭君） 時間の関係もあるもんですから。吉田室長、どうぞ。

行革室長（吉田 稔君） 実は主要施策等説明書の13ページの中に、(18)情報化推進経費ということで、金額が1億1,293万4,849円という決算額が出てございます。ただ、これ

は役場全体の業務経費を集散的に整理されてるものでございますので、その辺のご理解をいただきたいと思います。これは役場全体に中で共済費から委託関係、備品購入負担金までの19節まで、全てが合算になってる金額ということでご理解願いたいと思います。以上でございます。

委員長（加藤正恭君） 室長からそういうポイントの説明がございました。各委員さんからの質問を受けたいと思います。どうぞ、ある方は。ページ数でいくと12ページから15ページですか。それから、18から19ページと。熊谷委員、どうぞ。

委員（熊谷雅史君） この予算書の中では反映されてるかどうかわからないんですけども、当初14年の見野元町長の執行報酬方針の中に、行革の絡みで3次から4次に進むということ、取り組みますということで、今回我々もその間2回選挙をクリアして、今この立場にいるんですけど、14年の時の話ですから、取っ掛かりとしてこの具体策もいろいろ作業的に遅れてるというもの報告は受けてますけれども、実際問題としてこの予算経過説明書の中で、行革の推進委員会を4回やられてるという中身で、充分対応されてるのかどうか。その点が先ず一点。もう一つはの中で、今いただいたこの資料の中に目的税の検討とありますよね。当然、前回の決算の時にも、要するに都市計画税の話もあったと思うんです。これも行革の中で検討がされてたのかどうか。その行革の推進委員会の中で、その辺はどうなんでしょうか。それちょっと教えてもらいたい。

委員長（加藤正恭君） 吉田室長。

行革室長（吉田 稔君） 先ず一点目の行革の推進状況の件でございますが、委員さんの方に、資料1というのを別紙でお渡ししてると思いますが、この中の1番最後なんです。9ページ、合計だけで申し上げます。合計の中での14年度分。先ず、増収金額として3,258万円。それと、削減金額が1億0,724万3,000円ということで、効果額としては1億3,982万3,000円の効果額があったということをご理解願います。ただ、この表自身が15年度の上期の分まで載っておりますので、参考までにとということでご批評いただきたいと思えます。それと、2点目の目的税の関係でございますが、都市計画税の新設等のお話もございまして、役場の関係課。私も前下水道課にありましたんで、それらも含めて該当する課が集まりまして、それらも検討してはございます。ただ、いろいろな面のネックもございまして、まだどうするという結論には至ってはございません。会議的には5、6回はやってございます。そんな状況でございます。

委員長（加藤正恭君） 熊谷委員、よろしいですか。他にお聞きしたいことは。吉田委員、どうぞ。

委員（吉田正利君） 18ページ、東京白老会の運営について。

委員長（加藤正恭君） それは企画課の方で聞いてください。土屋委員、どうぞ。

委員（土屋かづよ君） (7)番のIT講習会推進事業、これは臨時となっております。先般お願いしておりまして、資料が今日手元にありまして、個別報酬費集計表というのが、皆さんの所にお配りになられたと思うんですけども、この中で総務費の行政改革推進室から、講習会の推進事業として、謝礼金報酬、講師謝礼となっておりますね。それ307万5,000円となっておりますが、これは日時と人数と、その辺のことはっきりデータで出ますでしょうか。

委員長（加藤正恭君） 吉田室長。

行革室長（吉田 稔君） ただ今のご質問にお答えいたしたいと思います。14年度の6月から12月までの中で実人員は23名の講師で、1講座12時間で、1万5,000円という、単価が、失礼しました1,250円というようなことで実施してございます。その集計されたものが307万5,000円の累計でございます。

委員（土屋かづよ君） 何日間。

委員長（加藤正恭君） はいどうぞ。岡村主幹。

主幹（岡村幸男君） 私の方からご説明させていただきます。先ず、講座ということで各地区に分けて講座を開設しまして、白老コミセン、白老総合福祉センター、町立図書館、竹浦公民館、萩野公民館、虎杖浜公民館、白老町役場ということで、全部で町村の施設では7箇所を講座を開いてますけども。コミセンで34講座開いてます。この34講座というんですが、1講座これにつきましては12時間ということになってまして、そういう回数で開いてるというものでございます。今の室長がお話しました単価というのは、この1講座12時間に対して1万5,000円の報酬をお支払いするという。1時間の単価金額でいけば、1,250円の報酬の支払いということになります。指導員につきましては、この1講座を必ず受け持ってもらおうという形で、ぐるぐる変わるわけではなくて、1講座必ず担当してもらおうということになりまして、2講座持つ方もいらっしゃいますし、3講座持つ方もいらっしゃいます。その金額が合計で307万5,000円ということになりますが、実際に実人員ですね。講師をしていただいたのは、町内の方。こういう募集をしましてやってございますけども、そういう方の他に職員も入ってございます。それから、1番の専門的なものにつきましては、専門の業者さんから3人程派遣をしていただいて、謝礼ということで。この方は3人ですけど、払ってございまして。先ほどいいました、実人員23名というのは、そういう方の実人員が23名ということで、講座を開催してございます。実際5月から12月まで講座を開催してございまして、全部で66講座。外部施設では、蔵も利用させていただいてございまして、全部で66講座に対して、募集はうちの方で全部の講座に対して、1,041名募集をかけてございますが、実質的に参加していただいたのはそのうち738名ということで、出席率については70.9%ということでございます。その他に、表計算等の専門コースということで、これは初級ということで開催してございますけども、これを4講座開催してございます。このような状況でございます。

委員長（加藤正恭君） 鈴木委員、どうぞ。

委員（鈴木宏征君） 今日いただいた資料の進捗結果総活表なんですが、一応、室で把握した中で作られているというようなことで。直接関係ないと思うんですが、ちょっとわかれば、教えてください。2の町民と共に創るスリムでアクティブな役場の中の、1の(6)。保育園の管理運営の見直しのところなんですが。総合評価別でいくとAになってるんですね。その私の認識では、どういう評価でAになってるのかということが、もしわかれば教えていただきたいんですが。14年度の達成率のところです。

委員長（加藤正恭君） 岡村主幹。

主幹（岡村幸男君） 私の方からお答えさせていただきます。このAという評価につきましては、

ここの前段に書いてございますとおり、どういう評価をするかということも、実は説明させていただいてございませぬけども、先ず評価をするにあたって、進捗評価ということで、実は3ページの方。この資料の3ページの方、書いているかと思うんですが、進捗評価ということで、先ず計画期間内にどうということが出来たのかということで、例えば予定以上進行してるということであればAという評価をつけましょう。それから、進行してるということであればB。多少遅れてるということであればC。それから、遅れているD。その他に未着手と。着手してないという項目もあると。こういう5段階で期間の進行評価しましょうと。それから、2つ目として内容評価ということで、計画内容の達成ということはどう見るかということで、A予定以上進行している、B進行している、Cが多少縮小していると、内容を縮小しているということなんですけれども。それから、Dは内容を大幅に縮小していると。こういう4段階の評価になると。それを組み合わせたものが、総合評価ということで、今の鈴木委員の方からお話があった、Aという評価はついてるけれどもと、こういうお話なんです、例えば今の場合でいくと、BとBがついてもAという評価になります。進捗が進行している、それから内容も進行しているというBとBの評価がつくとAという評価で、総合評価で予定どおり改革効果が期待出来るという、こういう項目になると。こういう評価の仕方をして、行革の各項目についてどのような取り組みをしているかということ、実は評価してございます。それが、今言いましたとおり、Aという評価がついてるとということなんです。実は今日お配りしてないんですが、個別表というのがございまして、これ実は6月の時に全議員の皆さんには一度お配りをしてる部分があるかと思うんですが、説明の機会ちょっと逃してございまして、改めて14年、それから15年度の進捗状況合わせた説明の機会を改めて得たいというふうに考えてございまして。この中で実は保育所の管理運営の見直しについては、保育計画を策定するということがございまして、その計画が14年度では、保育計画に基づく道との協議を行うということと、その保育計画に基づいて定員数の変更を行うということと、それから特別保育の実施ということがございまして、これは例えば土曜日の延長というようなものです。そういう項目が、14年度にはこういうことを取り組むんだということが、この改革の中身としては記載されてございます。これは今日の資料にはございませぬ、大変申し訳ありませんけども。15年度にはどうことをやるかということ、例えば老朽化している保育園の公共施設の利用が出来ないかどうかということの検討を行うですとか、そのための補助事業の調査を行うですとか、そういうようなことが15年度の計画項目として、実はあがってございまして。16年度にはどうことをやるかということ、民営化に伴うそういう検討を行うということが、実は各年度毎に、例えば保育園管理運営の見直しということであっても、3年間の間にどうことを年度毎に取り組むのかということ、実は個別票に書いてございます。その14年度につきましてはお話しましたが、定数の変更。それから、特別保育の実施と、こういうことをやるということになってございまして、それについては予定どおり進捗はしていると。内容もそのとおりやっていると。ということなので、総合評価としては、Aという評価がここでついているということございまして、予定どおりの改革効果が今の段階、14年度では期待出来ると、こういうことなんです。ただし、15年度の取り組みが遅れば、またそこで評価が下がるということもあり得ます。ですから、必ず毎年度ごとにどういう評価をするのかという

ことをやっていこうというのが、この評価の考え方であります。以上です。

委員長（加藤正恭君） いいですか。僕からも一つ聞きたいんですけど、この住民基本台帳ネットワーク。これ長野県だとか、札幌市だとかいろいろ難しい問題がありますね。これは国の政策として導入されたんですけども。しかし、その利用というか、そういうものからいくと、やっぱり機械ですから、保守点検はこれからかかるわけですよ。100%国から全てくるわけじゃないんですけども、行政改革推進室としては、こういう機械類の導入が効果あるものかどうか、その金額の割に、利用という面から見て、それだけ導入しただけの値があるのかどうか。どのような評価をしておられるのか、そのあたり伺いたいんですけど。始まったばかりだから、わかんないにしても。岡村主幹。

主幹（岡村幸男君） どのような効果を行革の方で期待してるのかという部分でございますけれども、住民基本台帳ネットワークというのはご存知だと思んですが、全国で例えば住民票を取ることができるですとか、住民の方たちのサービス向上を狙いにしたネットワーク化ということで、ただしご指摘のとおり、例えば個人情報漏洩しないかですとかという、そういう問題が議論されてございまして、国は万全な対策を取るということで、私共の方にもそういう通知がきておりまして、それなりの安全策、これは逐次講じてきてるということは、補正予算等の方とも予算付けをさせていただいてございますので、ご理解いただけるのではないかとというふうに、先ず考えます。それで、実質的にそれじゃあ、そのカードを交付したことによって、どれ程の効果ということが期待出来るかと言いますと、単純に今言われています住民票の交付ですとか、そういうことだけの利用では、それ程大きな効果はないのではないかとというふうに判断してございしますが、実は行政の中では国も北海道も、都道府県と言った方がよろしいんでしょうか、市町村も、電子、市町村の場合は電子自治体という形になるんですが、電子審査ということが今後始まって行きます。これは家庭のパソコンからインターネット経由して、申請書を申請すると。例えば、旅券ですとか、そういうパスポートですとかを、これは今まで行政機関に出向かなければ申請で出来なかったものが、例えばネットの中で申請出来るという、こういう行為が出来るわけなんですけれども、それを申請する時に一番問題になるのが、その個人を特定するということが当然問題になってきます。申請されたことが、間違いなく個人のものかどうかということになってきてまして。実は今、発行してる住基カードというのは、それに利用されるものです。ですから、法的個人認証サービスというのが、今回法律の中で、明日29日法施行になる予定でして。これ市町村の事務として、サービスを行わなければならない。ですから、カードを持って来まして、もう既に町の方では設置してますけども、戸籍住民係の方に設置ますけども、そちらの方で申請書を書いて、自分でそのカード、機械あるんですが、そこにを入れて、暗証番号入れて、そして申請すると。この申請することによって、先ず個人の署名出来るということが一つあります。それから、もう一つは認証するということがあります。この二つの行為を行政の方でやるわけですね。つまり、申請書を出す時に印鑑必要ありませんから。紙だけでいくということではありません。電子上としていく時に、本人が署名したかどうかということが一つあります。それと、それが法的個人として認証出来るかということが、問題としてあります。それを行政としてやるということなんです。そのためにそのカードが基本的なものとして必要となってくると。今後はそういうものが、ITの状況が活発化になっていけば、そのような申

請が可能になると。その今は基盤作りを進めていると。これは個人の今の住民基本台帳のネットワークと連動してるものだとということで、お考えいただければと思います。以上です。

委員長（加藤正恭君） もう少し、設備投資をしたら、それに見合うような効果があるんじゃないんですよ。ただ、業者の機械を買ったというだけのことであれば、経済的なメリットは確かにあるでしょう。だけど、町民にとってそれだけの効果が、良効果というか、喜ばれるのか、それだけのお金を投資したものをオンをして行く時代が来るのかどうか、今の説明だけでもちょっとわからないんですよ、一般の町民は。相当のエキスパートでなければ、なかなかうまく機械をこなすというか、そういうものを利用するとか、そういうものが充分活用するとか、そうことはなかなか普及するためには、相当の時間を要すると思うんだけど。それに保守点検だとか何だのって毎年かかるわけだよ。そういうことで、行政推進室としては、そういう問題としては、どのように考えてるか。現時点では考えられるかということ聞きたいんですよ。どうぞ。岡村主幹。

主幹（岡村幸男君） 確かに現状ではまだまだ、それじゃインターネットの環境として各個人が出来る環境があるかと言えば、ご指摘のとおりです。ただ、電子自治体というのが、白老町だけの問題ではなくて、全国市町村合わせて進めて行かなければならない基盤であるという、そういう認識は持っています。その中で、今お話の件につきましては、市町村が独自にどれだけの、それでは活用を見込めるのかということも、当然課題として持っています。例えば、今は4情報ですけども、市町村は独自にそれに、例えば医療情報ですとか、健康情報ですとか、様々な情報をそのカードの中に取り込んで活用することも、実は可能になります。ただし、そのためには莫大な投資をしなければならないという問題も含んでございまして、それについては、現状の中で可能ではあると。技術的には可能ではあるけれども、そういう投資的効果も含めながら検討しなければならない問題だというふうに考えてございまして、すぐに投資効果見込めるという中で、それを整備するという状況にはまだないのかなという判断をさせてもらっています。

委員長（加藤正恭君） 他にどなたかございますか。なければこの辺で時間ですので、ちょっと2、3分ありますけど止めたいと思いますが、よろしいですか。それでは、休憩をいたします。どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時35分

委員長（加藤正恭君） 休憩を閉じて、特別委員会を開催します。次は今日最後になりますが、町民サービス課でございます。ちょっと遅れましたけど、3時35分から4時35分位まで。約1時間を予定してやりたいと思います。質問がなければ早く終わらせますけども、そういうことでございます。課長には前もってうちの事務局長の方から、成果説明書の中で特に説明を要するところがあればしていただきますが、なければすぐ各委員の質問に入りたいと。質疑応答にしてみたいと、こういうふうを考えておりますが、何か特にあれば、どうぞお話していただきたい。それでは、町民サービス課の方から、こういうページ数、我々の方にもあるんですが、大きくしております。非常に多種多岐に渡って、ページ数もあちこち飛びます。ページ数を言いながら、ご質

問をしていただければありがたいと思います。区切らなくていいでしょう。一括でやります。ご質問のある委員さんはどうぞしてください。吉田委員、どうぞ。

委員（吉田正利君） 住民基本台帳、その他の事務取扱いで質問させていただきます。統計発行件数の統計がございますけれども、41、42、43の関連で申し上げます。現在時間外の事務取扱い、あるいは日曜日、土曜日関係で住民票その他の発行やってようがございますけれども、この統計から大体そのような時間外休日等含めた正常時間外の取扱いの件数、大体何パーセント位ですか。もし、概略で結構でございますけれども。

委員長（加藤正恭君） 長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） パーセンテージということでしたが、そこまでは実は何パーセントというはじき方してませんが、日直業務、一応土曜日、日曜日。主に発行業務でございますが、これにつきましては、大体平均しますと1日2件か3件か。土曜日、日曜日は大体その位でないでしょうか。特に多い時ですと10件前後。ない時は0ということになりますが、平均しますと1日2、3件だと思います。そういうことでございます。

委員長（加藤正恭君） よろしいですか。他にどなたか、どうぞ。長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） 皆さんのお手元の76ページなんですけど、実は保育園の経費の部分なんですけど、76ページの一番下の欄、財源内訳となっております。これの中の町費と書いてます、右が側の方にあります4段になって部分ございますね。これの真ん中。区分、歳出、国庫、道費、国費、現年分調定額、町費、その中に4つの区分になってございます。この中の保育園国基準との差額という部分がございます。これの町立の方ですが、ここに5万円を足してもらおうと。すなわち、1,325万1,510円。従いまして、計の方も1,737万1,840円。次の純持出額。ここの5万円減りまして、1億1,310万6,838円。計もその金額でございます。ということで、ご訂正お願いしたいんですが。

委員長（加藤正恭君） 従って、トータルは変わらないわけですね。

町民サービス課長（長野征幸君） 金額の入り繰りでございますので、申し訳ございません。訂正お願いいたします。

委員長（加藤正恭君） はい、どなたか、どうぞ、ありましたら。鈴木委員、どうぞ。

委員（鈴木宏征君） 今の説明の中の、76ページと言ったらいいのかな。保育園の部分で聞きたいんですが。平成14年度は国庫、道、町の負担金で10分の10という形になってるんですが。平成16年度からですか、一般財源、国庫負担金じゃなくなるんですね。町立の部分については。それで、ルールというんでしょうか、もう決まってるんでしょうか。そこら辺は、もし情報があれば。

委員長（加藤正恭君） 長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） 現在のところ、詳しい情報ございません。ただ、言われているのは、いわゆる今まで10分の2.5という町の方の負担額というのがございますが、これには毎月の子供の出入り、あるいは年齢等々で一覧表になるわけですが、そういうものを出してくれと、今までどおりですね、というふうには言われております。従いまして、一般財源化されても、その

算出根拠として、多分この町の負担額、いわゆる10分の2.5を算出するための表はそのまま作らなきゃならなくなりますから、多分そのあたりが根拠となって、一般財源化されるのかなど。今のところは、そういう状況でございます。それ以上詳しいところは、今のところわかりかねております。

委員長（加藤正恭君） よろしいですか。吉田委員、どうぞ。

委員（吉田正利君） 42ページの。諸証明の発行手数料については、これは統一料金ございましょうか、市町村単独でしょうか。

委員長（加藤正恭君） 長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） 基本的には、住民票関係については、市町村独自で設定いたしております。

委員長（加藤正恭君） 吉田委員。

委員（吉田正利君） その意味で、白老町独自の手数料の改正については、考えてはおりませんか。

委員長（加藤正恭君） 長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） 財政の方と使用料、手数料等については、年次によって改正時期というのは決定してございますので、それに合わせてもし必要が出てくれば、改正することになってくるのかなというふうに思っております。

委員長（加藤正恭君） 私から、ちょっと14年度の決算からは離れるのかもしれないけれど、今後の課題も含めて、この少子化の問題。子供さんを産まない、産まないじゃなくて、子供さんが少なくなってきたと。いろんな政策を、保育所を充実したり、いろんなお金を出してあげたり、いろんなことやってるんだけど、実際は少子化どんどんどんどん加速しているのが現状ですね。今、何処の自治体も打つ手がないんじゃないかと。子供さんを産め産めと言ったって、産むような環境が、どの環境がいいのかね。そのあたりが非常に難しいと、各自治体の理事者は頭を痛めてる問題だろうと思うんだけど。ただ最近、子供ほしくても子供が出来ないという家庭も結構あるんだそうですね。それで、これからの問題にもなるんだろうけども、不妊治療、この間の新聞、テレビ何かで大騒ぎしてますけど、そういうのに保険ききませんね。だから、そういう面での改善等で、子供のほしい所に子供を授けるような、そういう方法をこれから講じていかなきゃならないんじゃないのかなと、というような時代じゃないかという気がするんだけど。そのあたりは、白老町でそういう調査をしたことはないと思うんだけど。子供さんほしいんだけど、体の調子が悪くて出来ないんだよなという家庭があるとすれば、何か保険制度の充実をして、保険制度でもって治療を受けるとか。赤ちゃんが出来るような、そういう方法があるのかどうかは別にしても。これはお宅じゃないか、健康福祉課か。少子化の問題だったもんだから。それじゃ、明日の方にします。課長、それについて、少子化のあれについては、何かない。

町民サービス課長（長野征幸君） 私個人の意見でよろしいですか。私自身、少子化というのは大きな課題だろうなというふうには感じてます。今、正直いいまして、学童保育は社会教育。保育園は私共の所。児童手当も私の所。児童の福祉対策といいましょうか、それは健康福祉課というふ

うな形で分割されてございます。やはり、ここの部分では例えば連絡調整だとか、あるいはちょっとした個人の相談業務なんか、結構すき間と言いましょか、なかなか埋まらない部分があるのではないかと。我々自身は感じない部分ありますけども、町民から見た時にそれを感じる時あるのではないかなということからいきますと、やはり例えば名称は別にしても、児童家庭課だとか、あるいは幼児対策課だとか、名称は別にしましても、そういう子供と言いましょか、幼児に対する政策の一本化と言いましょか、そういうものが必要なんじゃないかなというふうには感じてます。特に我々の所では保育園を担当してますから、障害児を受け入れる時に、例えば健康福祉課の方に属する支援センターですか、それと保育園との関わり。あるいは、保健師さんとの関わり。この辺でどうしても調整が時間がかかる。あるいは子供のためにどういう手法が一番いいのかというような時に、会議を持つにしてもちょっとやり取りが、時間的な必要性が出てくるというようなことから考えると、子供に対する一つのセクションと言いましょか、それが課であるか係であるか別としましても、やはり一つの大きな器の中で子供の面倒をみていくというようなセクションが必要なんではないかなというの、私個人的な意見としては持っております。あと、そんなところでしょか。

委員長（加藤正恭君） 鈴木委員、どうぞ。

委員（鈴木宏征君） 先ほど私が質問しました部分にちょっと触れるんですが、76ページです。先ほどのいただきました説明でも、平成16年度の町立の保育園に関わる今までの国庫負担金が一般財源化というか、交付税なんですよ。皆さんご承知のように、交付税というのは、算出の基礎はあるんですが、本当に算出したとおり全額が入ってきてるのかどうかというのは、町立病院の時も議論あったんですが。病院では入ってると言う、財政では丸めてるから入ってるか入ってないかわかんないみたいな話になっちゃうんですが、そのような形が保育園の部分でも議論になってくるのかなという思うんです。それで、この一番最後に児童一人一箇月当たりの所用経費ありますよね。町立の場合一人、10万2,084円ですか。民間私立では6万4,836円ですね。大体4万位の一人あたりの経費が、民間と町立の場合では違うわけですよ。やっぱりこういうことを考えると、企画の方からの話でも、平成6年度の行政改革の中で民営化に向けて推進というのか、検討するんだみたいな話が出ておりましたけども、やはりそういう形の中で、流れとしてはそういうことかなというふうに思うんですが、担当課としてはそこら辺の感触というんですか、国の一般財源化したという、こういう一人当たりの所有経費を見てもこれだけ差があるということ、見てどのように考えてるのか、ちょっとお話ししたいなど。

委員長（加藤正恭君） 長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） 保育園の民営化の問題ですけども、これは将来にわたっては避けて通れない部分だろうというふうには考えております。平成14年度だったと思いますが、白老町として保育計画というのを作成いたしました。その中でも、平成18、19。これは行革の第3次の一番最後の年になりますが、この時までには今、築後45年木造であります、まきば保育園。ここの耐力度の問題もあります。それから築後43年経過してます、たけのこ保育園の耐力度の問題もございまして、この二つの保育園については18、19年度までに民営化も含めて、将来あるべき姿について検討するという方向を考えてございます。まず、鈴木委員からお話の76ページ

のこの経費の部分ですが、基本的にいきますと、この部分は全てと言っても良いと思いますが、一つは人件費でございます。町立保育園につきましては、我々もそうなのでしょうが、基本的には基本給の問題がございます。今、私立の、これはいわゆる緑丘保育園の部分指すわけなんです。ここの人件費につきましては、白老町の保育士さんから比べますと、月約4万から5万位の差があるのでしょうか。ですから、年収にしますと相当な差が出てくると。それが全てここに表れてくるといことになるわけですから。基本的には町立であっても私立であっても、保育内容に変わるわけではありませぬので、その辺についてはやっぱり将来当然検討していく余地のあるものだということは、原課としては当然認識はしております。

委員長（加藤正恭君） 今の説明では、たけのことまきば。他に、ご質問ありますか。さくら幼稚園にも結構補助金出してるね。あれは教育委員会の方の金か。議長、どうぞ。

議長（堀部登志雄君） 保育料の関係ですけど。保育料が88.7%収納率。保育料払わないという問題あるんだろうけども、この辺の状況というのは内容的にはどうなってるのか。それと、緑丘保育園と公立、町立とね。滞納してるのが差があるのかどうか。

委員長（加藤正恭君） 長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） 76ページ、お聞きいただきたいんですが、その2段目。保育料の状況というのが。でございます。これの右側の方に収納率というのが出てございます。現年分、上の段は町立97.48%。真ん中の列は私立緑丘保育園ですが97.43%。合わせますと97.47%という収納率でございます。これ現年分です。滞納分はその横の方に出てございまして、全体としては88.21%ということになるわけでございますが、町民サービス課の方で対応出来ますのは、実は現年度分だけでございます。滞納分になりますと、税務課の方の収納の方で動いてくれるもんですから。それと、もう一つは退園だとか、あるいは卒園だとかという形で、なかなか現年分で町民サービス化で抑えるということは悪いですが、把握できない状況にございます。従って現年には、特に町民サービス課の方では力を入れて、滞納が発生しないように指導してるわけでございます。現在は大体二箇月位滞納が発生しますと呼び出しをします。なおかつ、それ以上、例えば4箇月、5箇月になりますと退園勧告いたします。それでも、払わない場合は申し訳ないですが、退園してもらいます。ということは、公立も私立も関係ございません。基本的にはそれ位の厳しさをもって、少なくともお子さんを預けて、それなりの所得があれば、我々の方としては申し訳ないですが、ちょっと厳しいですけども、退園してもらったケースもございます。その位の意味と言いましょうか、ということでは町民サービス課としては対応いたしております。勿論、中には0の方もいらっしゃいますし、いろんな家庭の事情もございまして、そういうのは全部把握した上で、どうしても払えないという場合には減免制度もございまして、その辺の制度も活用しながら。基本的には親のちょっとした怠け心と言いましょうか、ちょっとした気持ちの緩みで払わないという場合には申し訳ないですが、退園ということにさせてもらってるというのが、今の現状でございます。そういうことで今現在97.47%というような収納率でございます。説明になったかどうか分かりませんが、大体そういう形で説明してございます。

委員長（加藤正恭君） 関連で、13年度で何人いました。14年度で何人いました、退園させ

たのは。

町民サービス課長（長野征幸君） 14年度、昨年ですと緑丘1名。この子供は3月卒園だったんですが、1月に退園してもらいました。ということは、その間1年間未納の状況が続きましたので、これ以上入ることはないだろうというようなことで、誠に辛かった、我々も辛いですし、保育園も辛いですし、せめて卒園式までという言葉もありましたけども、やはり厳しくすることをしないと、これからの問題もございますから。例えば小学校入って、いわゆる学校給食費からいろんな諸々からかかる経費もございますので、その方には1月に退園してもらったという経緯もございません。

委員長（加藤正恭君） 13年度は。

町民サービス課長（長野征幸君） 確か記憶の中では萩野で。私の記憶では1名だったと。今はまなす保育園とありますが、そこで1名あったと思います。その他、14年度で海の子で1名。

委員長（加藤正恭君） 2名ということ。まさかこの子達、退園されたからといって、非行に行くということはないと思うけど。例えば、そういうことになったんでは。

町民サービス課長（長野征幸君） 基本的には保育園の場合は、子供に責任はあるわけではないです。皆さんがよくご存じのとおり、お母さんお父さんの、ちょっとした意識の問題なんです。それが結果として子供さん方にご迷惑がかかるわけですよ。本来であれば、我々目をつぶってでも卒園させてあげる。皆さんと一緒に当然同じ保育園にいれば、同じ小学校行くわけですから。そういうことを考えてあげるとするのは筋だと思います。我々もその辺はよく理解してるわけです。ですけど、やはり収納率が皆さん、その所得に応じて負担してもらおう区分が決まってるわけです。中には0の方いらっしゃるし、3,200円という方もいらっしゃるし、その年齢とその所得に応じて3万数千円の方から0の方から6万何がしまで、いろんな区分いて、その能力に応じたお支払いしてもらわなければならないわけですから。やはり、それだけ支払い出来るというふうに我々は判断せざるを得ないわけですよ。ですから、それを履行しないということは、やはり親の怠慢。親のちょっとした不注意ということだと思いますから、それを我々何回も督促をしたり、お話をしたりして奨励をするわけです。それでもなおかつ払わないというふうになれば、当然もう払う意思がないんだと。お子さんがそれで迷惑かかって仕方がないんだというふうに判断せざるを得ないということだと思います。従いまして、子供には何の責任もないということは百も承知の上で、我々がやれる手法というのは退園勧告、あるいは退園してもらおうということしかないという中で、本当に身を切られるような辛い思いを我々もさせられますし、多分本人も、お父さんお母さんも多分そうだと思いますけども、そういう状況の中で実施せざるを得ないというような状況だということで、ご理解をいただければと思います。

委員長（加藤正恭君） 議長、どうぞ。

議長（近藤 守君） 今の件で、今の処置というのは、特に問題ないと思うんだけど。どうなんですか、他の市町村なり、そういうようなところでの収納率の状況なり、それに対する今言われた対応なり、それは大体どこの町でもやっておられることなのか、その辺のどうですか。

委員長（加藤正恭君） 長野課長、どうぞ。

町民サービス課長（長野征幸君） 他町村のことは分り兼ねる部分ございますけども、白老町の中では、この保育料の収納率というのは、トップクラスだと思ってます。例えば、住宅用何かは80%台ですし、国保税も90%いかない状況ですから。いろんな押さえ方と言いましょか、手法が、例えば滞納督促するために、納めてないのを納めさせるようにするために、いろんな手法あるわけですが、基本的には保育園の場合は今お話ししたように、最後の最後では退園勧告と退園させるというところまで。それ以前はたまらない前に、我々の方としては必ず来てもらってお話して事情を確認すると。ですから、三月たまれば払うの辛くなりますけれど、一月なら何とか払えるということからいくと、二月たまったらとにかく1回声かけて来てもらう。あるいは話し合い、こちらから出向くという形の手法取ってますので、それがたまればたまるほど当然払いづらくなりますから。とにかくたまらないように我々はいろいろな手法を講じてると。ですから、他の課のこと言ったらあれですけども、ある程度溜まってから声かけたにしても、なかなか逆に言うと毎月発生することですから、ますます払いづらくなるということがありえますので、我々として心がけてるのは、とにかく二箇月くらいたまったら先ず声をかけるという呼び出しをして対応をしてもらうと。これ主幹担当してやっていますので、そういうかたちで、とにかく目立って滞納が増えないようにしてるというのが、先ず現状でございますから。多分他の町でもそういう手法は講じてるんじゃないかなと思いますけども。

委員長（加藤正恭君） 滞繰分の、例えば6.45%、このまま卒園していった場合に、5年後にはやっぱり駄目になるの。これもやっぱり5年ですか。その対応はどうしてるんですか、これ例えば今年卒業しちゃったと。まだ滞繰分あると。それはもうずっとお宅の方でやってるわけ。長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） 滞繰分は、先ほども言いましたけれど、税務課の方に動くわけです。そうしますと、税務課の方で保育料、その他住宅料だとか、あるいは税だとかという形で、たいていの場合ですが滞繰は単に保育料だけではなくて、他の税目、使用料も合わせて滞納してるというのが現状でございますから、なかなか保育料の方まで滞納した分が回ってくるたら言葉悪いですけど、沢山ある取らなきゃならないものの中で、多分最優先は町税の方に動くのかなと。そうすると、保育料の方までは滞納としてはなかなか入ってこないというのは現状ではないかと。税務の方と話すると、なかなかそこまで手が出ないというのが、実際の話しててよく聞こえますので。そういうことで、滞繰分については徴収がすごく難しいのかなと判断してます。それとやっぱり転居。残したまま居なくなるたら言葉悪いですけど、転居されるというケースも結構ございますから、そうなる追っかけられないと言いましょか、追いかけていっても無駄足になるというケースがございますので、そういうものがこの中には含まれているということでございます。

委員長（加藤正恭君） 滞繰になったらもう後、追求するすべもないんだな。例えばこの14年度56万トータルで、これについてはほとんど諦めるという。その後、56万あったけどどうなってるだろうというようなことは、担当課としてはそこまでは言ってないですか。心配する必要もないんですか。

町民サービス課長（長野征幸君） いえいえ、心配はしてないわけではないんですが。私達の基

本的な考え方としては、滞線を出さないように、現年とにかく力を入れようと。そうしましたら5年後には落とすものなくなるわけですから。出来れば100%という気持ちではあるわけですが、それでも97%。56万位の滞線は発生するわけですね。これはある意味では致しかたない部分もあるなど。100%というのはやる気になれば出来ないわけではないです。ただ、相当厳しくなりますね。もう3月、4月までお構いなく、退園どんどんさせる位の腹積もりで取る気になれば100%は決して不可能ではないと思ってますけど。それをやることによって、果たして保育園としての本当の使命が果たせるのかどうなのかという原点まで戻りますと、なかなかそこまで厳しくということにはならないのかなと。それからいくと56万はある意味では致しかたない数字なのかなとというように、私共は理解してますので、その辺ご理解いただければなと思いますけど。

委員長（加藤正恭君） 他にどなたか。鈴木委員。

委員（鈴木宏征君） 55ページ。老人医療費給付金なんです。一応70歳からの部分の69歳の1年を町で1年間早めて老人医療費として給付してるんですが、この分では今一般の医療費についても高齢者の方々の所得によって1割、2割というような、そういう考え方も出て来ておりますので、これは一律ですよ。これ所得の中で、何か差をつけてくとか、そういうことを考えてるかどうかということ、ちょっとお伺いしたいんですが。全く止めてしまうというふうに考えてるのか、そこら辺のこと考え方、もしあれが。

委員長（加藤正恭君） 長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） これは将来にわたる話し、現状としては14年度やっておりますので、将来これから16年度以降の話になりますが、基本的には私現下の方としては、この69歳単独医療費助成というのは、基本的には年収1,000万あるのが5,000万あるのが、あるいは0の方であろうが、全員に対象になるわけでございます。従いまして、これもある意味ではまるっきり不公平な話だなと。お金があるかたはお金のあるように負担をしてもらおう。無い方についてはそれなりの助成を考えるとというのが、本来のあるべき姿はないのかという考え方を、私現在いたしてございます。従いまして、時期としてははっきり明言は出来ませんが、69歳単独医療費につきましては、やはりそういう見直しというのは必要な時期はきてるだろうと。これだけ白老町の財政も厳しくなっておりますから、少なくともある程度の所得のある方については、それなりの負担をもらおうと。また、無い方については町の方の助成を考えるとというようなシステムと言いましょか、そういう考え方が、この69歳単独医療については必要なのではないかとこのように考えております。今のところはその程度のお答えでよろしいでしょうか。申し訳ありませんが。

委員長（加藤正恭君） 私もそれに関連して。国は70歳でしょう。

町民サービス課長（長野征幸君） 基本的には老健対象は75。その70歳から74までは前期高齢者といいまして、これは国保の方で同じ負担割合という考え方で。69歳浮いた形のなりますから、という今の国の制度でございます。

委員長（加藤正恭君） その当時は70歳だったんだね。それを白老町は1歳と。苫小牧は68歳ですね、現在でも。これは相当前にこういうふうに1歳切り上げして、政策予算として計上され

てるんだけど。何年ですか、69歳としたの。そろそろ見直してもいい時期じゃないの、これ。

町民サービス課長（長野征幸君） 山手町長時代の、確か昭和52年か3年いずれかだったと思いますから、30年近くになる制度でございます。

委員長（加藤正恭君） データーがあるかどうかわからないけど、69歳にしてるところの方が今どうなんですか、全道的に。全国はちょっと別にしても、全道的に少なくなってきたんじゃないですか。そうでもないですか。

町民サービス課長（長野征幸君） いわゆる町単独で年齢拡大してるということですね。年齢拡大してる町は大体4割位あるでしょうか。ただ、中にはいわゆる所得制限といたしまして、ある程度所得のある方については自分で負担してくださいと。その所得、要するに切ってる町というのは結構多いですね。ですから、白老のように無条件で69歳になったら全ての方に医療費助成しますという制度は、全体としてはそう多くはないというふうには判断してます。

委員長（加藤正恭君） 先ほど、鈴木委員のおっしゃってたように、所得制限をした考え方に、一遍にぼんと上げるわけにはいかないでしょうから、先ず所得制限を設けるようなことも検討する余地があるね。そのあたりは、どうですか。課長の段階でそういうことは言えないんだろうけども。

町民サービス課長（長野征幸君） 基本的にはその制度は、これだけ厳しい財源状況ですから、やはり、はっきり言いましてお金のある方も、お金のあつたら言葉悪いですが、所得のある方も、所得の無い方も同一の助成を受けるということ事態、やっぱり私としては制度としては違ってるんじゃないかと。やはり、お金のないところに手を差し伸べるというのが行政の本来の姿であって、お金のあつ方については、それなりの負担をしてもらおうというのが、行政から見た場合は当然のことではないのかなというふうには判断してますので、私はこの69歳については、出来れば早い時期に見直すべき内容のものであろうというふうには判断いたしております。

委員長（加藤正恭君） 他に、何かご質問ございますか。吉田委員、どうぞ。

委員（吉田正利君） 直接的なもので、関連で、もし答えられなければ結構でございますが。要するに住民基本台帳ネットワーク。この一つの制度の施行に伴って、実際の運営は今、行革で事実上の担当してるんでしょうけども、運用はやはり町民サービス課なわけですが、現状のこの制度の運用にあたりまして、窓口担当として、支障の問題とか、あるいは運用上、何かしら問題点が出てくるかどうか、予想されるかどうか、そのような難易度の問題とか含めて、もし教えていただければと思いますが。

委員長（加藤正恭君） 長野課長、どうぞ。

町民サービス課長（長野征幸君） 住基カード交付してる件数は、現在7件。ですから人口からいきますと、2万2,000のうちの7件ですから、ほとんど自主的には交付されてないと言ってもいいと思いますし、現在それを活用してるかという話しになりますと、先ず基本的には0です。このカード自体をどのように活用してるのかとなりますと、基本的には身分証明書代わりにございます。ある程度年齢になりますと、免許書を持たない。その他、自分の顔写真が入っている自分の身分を証明するもの。それが無いということで、カードを発行してほしいという件数が何件かございました。ですから、その7件の利用の目的としては、自分の身分を証明するためのカードだとい

う利用の仕方が現在でございます。勿論、このカードには裏の方に、町として例えば医療の問題であるとか、図書館の問題だとか、利用しようと思えば、いろんな手法があるわけですが、それについては莫大な経費がかかります。従って、今現在はこのカードそのものの利点だとか、あるいは支障だとかというのは、逆に言うと身分証明書の無い方にとっては非常に利便性が高いわけですが、大部分の今の町民の方は、例えばパスポートだとか、あるいは免許証だとか、自分の顔写真が入ってる何かを持っていますから、それに変わるという意味での活用方法があるのかもしれませんが。それ以外では、今のところは、なかなか見つからないというのが現状でございます。従いまして、特に支障あるかとなったら、発行あまりしてないもんですから、それが見えてこないというのが現状でございますね。

委員長（加藤正恭君） 吉田委員、どうぞ。

委員（吉田正利君） 関連で、今担当部署として、この一つの立法、制度のついて、目的的に果たしてどうなのか、感想で結構ですが。

委員長（加藤正恭君） 長野課長、どうぞ。

町民サービス課長（長野征幸君） このカード発行する前に、いわゆる11桁の、いわゆる言葉で言えば番号ついたのが発送されました。すけて見るとか見えないとか、いろいろ随分ありましたし、実際すけて見えるかと思たら、見えなかったという部分もありますけども、それと合わせてみても、正直言って、国の方では利便性は良くなったと思います。あるいは、道サイドでいけば、パスポートの発行何かには、住民票の添付は必要なくなりましたし。そういう省略すべきものが結構増えました。それは、あくまでも国、あるいは道単位の話であって、町から見た時には今のところ、正直なところ、個人的な感想ですがメリットは見いだせないなというのが、私の実感でございます。ただ、これから先、多分それが住民票だとか、戸籍謄本だとかというような発行といいましようか、身分を証明するために出すという行為が段々少なくなってくるのかなと。それが例えば国であれば、年金の場合であれば、住民票付けなさいとか、あれ付けなさいこれ付けなさいという、そういうものが番号見ることによって、その個人が確認できますので、そういう身分を証明したり、あるいは個人を確認したりするというのは必要なくなりますから。それが結果としては、個人のお金のわずかであっても費用の増にはなっていないのではないかと。今考えられるのは、その程度かなという感じはしますね。

委員長（加藤正恭君） その点については、私も先ほど行政改革推進室の方で相当莫大な、国の政策ではあるけれども、大きな金が国からきて、そして設備投資はした。ところがメリットがさっぱり、そういう今のような数値を聞くと、それだけの投資をして効果があるのということを聞いたんですけどね。深く内容のことは町民サービス課の方になるもんだから、その程度しか聞かなかつたんですけども、今後どんなもんですかね。それに保守点検だとか、機械ですから毎年何百万てかかるわけでしょ。だから、十分に活用されての費用ならいいんですが、ほこりかぶるような点検をしょっちゅうしなきゃならないということになると、果たしていかがなものかなと思うんですけどね。今後の問題としては、どういうふうに考えますか。長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） 国の方では、例えば自分の身分を証明するため。あるいは戸

籍謄本から抄本から、全てのものをインターネットで取り寄せたり、あるいは転居する場合等々で、そういう活用方法、いわゆる電子ネットワークといいたいでしょうか、そういうものを活用しようとして今、著についたとこでございますから、多分これから先は利便性は、期待として出てくるのではないかと。今現実には、役所の戸籍住民係の窓口には、財政のためのパソコンから、こっこの住基のためのパソコンから、一つの机の上に2台も3台も乗っかってるといのが現状なわけですから。人の頭数の割にはパソコンの数が多いというのが、これは皆助成金が入ったり、国からの買いなさいという命令と言いたいでしょうか、指示でもって買ってるものですから。そういうちょっとバランスの取れない部分が今、現状にはあるわけでございます。ですけど、これは将来5年、10年考えていった時に、きっとそういう時代がくるだろうというふうには思ってますんで、今は先ず基本的には先行投資だと。近い将来にはこれをフルに活用する時代が必ずくるというふうには、私自身は考えております。

委員長（加藤正恭君） 他に、ありましたら。小西委員、どうぞ。

委員（小西秀延君） 85ページの(6)国民健康保険事業特別会計の繰出金なんですけど、ここ数年の推移の傾向と、今後の見通しがわかれば、どういう形になっていくのか教えていただきたいなと思うんですが。

委員長（加藤正恭君） 長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） 繰出金に関しましては、明日あさってですか、国保会計の決算でございますから、その時また詳しくお話できると思っておりますけども。概略的にいきますと、繰出金は、ここ数年変わってございません。約1億9,500万位でしょうか。勿論この中には、先ほど言いました69歳単独医療費。その助成をするために、波及と言いたいでしょうか、波及をかぶることになりますから、その分だとか、あるいは乳幼児の医療費の無料化の部分で波及をかぶると言ったら言葉悪いですが、影響のある部分、そういう部分も含まさせていただきます。それから国の方で交付税処置して、これは国保にやりなさいというものももらってございます。その他、町の方の政策として、国保の方にやることによって、国保会計が少しでも楽になる言言葉悪いですが、助成できるというものは政策的にもらってるのもございます。今のところ、大体金額的には1億9,000万前後という形の中で推移してまして、それはここ数年変わってございません。ただ、来年はそれが少し増える要素があるのかなというふうには考えてございます。と言いますのは、14年度まで、国保の赤字が1億1,500万になりました。今年度、15年度では、今の推測ですが、大体8,000万から8,5,600万。そうしますと約2億という数字になりますが、大体その位の赤字に成らざるを得ない状況でございます。それで、一般会計の方でもその危機感を持ってくれまして、それについては上乗せして、政策的に助成をしよう。あるいは道の方でも、その赤字を何とか補てんするような助成を考えたいということでございますから、国の金、町の金。それが少し赤字の分を埋めるようなそういうことに今なりつつあるのかなというふうには、今考えてございます。基本的には、今繰越金としては、ここ数年1億9,000万前後の数字で動いているということでご理解をいただきたいと思っております。

委員長（加藤正恭君） いいですか。その国保会計で繰出金のあれは出てるかい。例えば10年

度はなんぼとかいうの、ずっと。

町民サービス課長（長野征幸君） そこは出てないと思います。

委員長（加藤正恭君） もし、あれだったら繰出金の経過を聞きたいようだから、資料として、もしあれなら10年あたりから。14年、15年はまだだから。出してあげたら良いんじゃないですか。小西さん、いいですか。はい、どうぞ。

委員（小西秀延君） 今後の見通しとしては、どんどんやっぱりきつくなっていくものなんですよ。

委員長（加藤正恭君） 長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） 見通しとしては、明るくありません。といいますのは、高齢者がますます増えますし、基本的には、形としては老健への拠出金という形になります。老健ほの拠出金、それから国保自体で医療費がかかります。それと、介護納付金というのがございます。これ合わせますと、約17、8億の金になります。総予算が約20億ちょっとですから。そのうちの97%位が繰出金とか医療関係の予算ですから。非常に見通し暗いです。手法としては、いろいろ考えられますが、先ず大きく言えば、一つは歳入をいかに確保するかということです。現在は、4方式。これも65対35ということで、応能応益という言葉がございしますが、要するに支払う能力のある方に、現在は多く負担を求めています。益を受ける方。要するにあまり能力はないけども、個々に入ってるという方。これを応能応益といいます。この割合が65対35です。これを50、50。あるいは45対55にしろというのが国の制度、指導です。これをすると何がメリットあるかと言いますと、軽減というのがあります。これは白老町、今6割、4割という軽減になってますが、これが7割、5割、2割というふうに。幅が非常に広がってきます。例えば、今一番平等と均等、この二つで確か2万7,000円だと思います。その6割となると1万8,000円になるわけです。1万8,000円を10回でお支払いしてもらおうわけですが。これを50、50あるいは45、55にしますと幾らになるか。その方が負担増えるのか、減るのか。それはシミュレーションかけたりして、いろいろ考えたいと思っておりますけども、先ずその辺の収入を増やすという手法一つあります。それから、もう一つは歳出抑えるという手法があります。これは今、正直なところ国保に関しての医療費の支出は歯止めがありません。これ、どこかで誰かが歯止めかけなきゃならないんですが、我々事務屋の世界ではなかなか難しい部分です。それで今、理事者の方にもお願いしてるのは、そういう指導が出来る保健師の確保という手法で、これは長期的に見た場合、必ずその効果は現れてくると。少なくとも重複受診したり、多重受診したり、一人で毎日病院へ行ってる方いらっしゃるから、そういう方に個人的にお会いして、そういう指導してもらえれば、それが結果的に医療費の抑制につながっていきますから。そういう手法を講じる必要あるだろうというふうには思っていますので、やはりそういう手法で歳出を抑えていくということをしなければ、国保会計は近いうちに少なくとも億単位の騒ぎではなくて、丸っきり立ち行かないような会計にならざるを得ないだろうというのが、今の考え方でございます。これ逆にあさって、詳しくお話ししたいと思っておりますけども。今のところ、そのような考え方で、これから先進めてく必要だろうと思っております。

委員長（加藤正恭君） 小西委員、いいですか。他にどなたかありますか。なければこの辺で閉じたいと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（加藤正恭君） それではこの辺で終わらせていただきます。どうも、町民サービス課の皆さんありがとうございました。

（午後 4時30分）